

第8号様式（第8条第1項関係）

平成28年4月28日

三重県議会議長 中村 進一 様

氏名 茂野正英



平成27年度政務活動費に係る収支報告について

三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり、平成27年度（5～3月分）政務活動費収支報告書を提出します。

22300001

平成27年度 政務活動費収支報告書

氏名 芳野 正英

- 1 区 分 議員分  
 2 報告対象期間 平成27年5月1日 ~ 平成28年3月31日  
 3 収 入 政務活動費 1,980,000円  
 4 支 出

経 費	支 出 額	内 訳		備 考
		支出科目	支 出 額	
調査研究費	21,000円	旅費	0円	
		需用費	0円	
		委託料	0円	
		負担金	21,000円	
		その他	0円	
研修費	49,500円	旅費	49,500円	
		報償費	0円	
		需用費	0円	
		使用料	0円	
		負担金	0円	
		その他	0円	
広聴広報費	1,158,971円	旅費	3,480円	
		需用費	444,528円	
		通信運搬費	710,963円	
		その他	0円	
要請陳情等活動費	0円	旅費	0円	
		需用費	0円	
		その他	0円	
会議費	11,510円	旅費	0円	
		需用費	0円	
		使用料	11,510円	
		負担金	0円	
		その他	0円	
資料作成費	2,700円	需用費	2,700円	
		手数料	0円	
		その他	0円	
資料購入費	34,945円	図書購入費	1,400円	
		その他資料購入費	33,545円	
事務所費	724,444円	賃借料	594,000円	
		管理運営費	130,444円	
		その他	0円	
事務費	69,950円	需用費	44,556円	
		通信運搬費	25,394円	
		その他	0円	
人件費	0円	人件費	0円	
合 計	2,073,020円			

5 残 余

△93,020円

22300002

平成27年度政務活動の実施概要報告書

会派（議員）名 芳野 正英

政務活動の主な内容、成果等

政務活動については、平成27年度は以下の項目について重点的に調査を行った。

- ① 障害者雇用の改善と障害児の居場所づくりについて調査研究および現状の改善について取り組んだ。
- ② 日系外国人をはじめとする外国にルーツを持つ定住者の日本への定住政策の推進について調査研究および改善点の提案を行った
- ③ 多職種連携を基にした福祉の業務拡大、いわゆる「ユニバーサルケア」について調査研究および現状のヒアリングを行った。
- ④ 県内の獣害の調査とそれに対する対応策について研究した。
- ⑤ 地場産業の振興と国内および国外への販路拡大について調査研究と先進地の取り組みを視察した。

# 調查研究費

22300004

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:調査研究費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年5月30日
金 額	3,000円
支 払 先	NPO法人チャイルドラインMIEネットワーク
支 出 内 容	2015年度会費
備 考	

## 領 収 証

芳野 正英 様

No. 217

★ 3000-

但し

支 握 会 費

7年 5月30日 上記正に領収いたしました

2015年度

3月末

取 入 印 紙
------------

内訳
税抜 金額
消費税等 ( %)

NPO法人  
チャイルドラインMIEネットワーク  
〒514-0125 三重県津市大里窪田町2709-1  
TEL&FAX. 059-211-0024



22300005

# NPO法人チャイルドラインMIEネットワーク

## 定 款

### 前文

この組織は、協働事業体「子どもの心を受け止めるネットワークみえ」の協定書に基づき、子どもの心を受け止める仕組みを構築し、子どもが安全に安心して健やかに育つ社会づくりを目指します。

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、NPO法人チャイルドラインMIEネットワークという。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市大里窪田町2709番地の1に置く。

#### (目的)

第3条 この法人は、18才までの子ども専用電話「チャイルドライン」を通して、子どもがエンパワメントし、主体が確立されることを目指します。また、子どもの声を社会発信することにより、子どもとおとながパートナーとなって、子どもの権利が保障される社会づくりを目的とします。

#### (活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 「チャイルドラインMIE」の実施、人材育成、広報・啓発、基盤整備事業
- (2) 子どもの声の社会化事業
- (3) 子ども支援のネットワークづくり事業
- (4) 子どもにやさしい地域づくり事業
- (5) 子どもの権利保障事業
- (6) 子ども・ユースの社会参画事業
- (7) その他、この組織の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体。

(2) 支援会員 この法人を支援する目的で入会した個人または団体。

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人の正会員になろうとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。

### (退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、その旨を代表理事に届けて退会することができる。

第10条 会員は、次の各号の一に該当したとき、退会したものとみなす。

(1) 2年以上会費を滞納し、理事会において支払い意志がないと認定したとき

(2) 死亡したとき

(3) 解散したとき

(4) 破産宣告を受けたとき

(5) 除名されたとき

### (除名)

第11条 会員がこの法人の名誉を毀損し、またはこの法人の設立の趣旨に反する行為をした場合、総会の議決を経て、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

### (提供金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の提供金品はこれを返還しない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名以上3名以内を代表理事、1名を専務理事、1名以上20名以内を常任理事とすることができる。

### (選任)

第14条 理事および監事は、正会員の中から総会の議決により選任する。

22300007

- 2 代表理事及び専務理事、常任理事は、理事会において互選する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人の業務を統括する。また、代表理事に事故あるときは、別に定める順により他の理事がその業務を遂行する。

- 2 専務理事は、代表理事を補佐し、本会の業務を掌理する。
- 3 常任理事は、代表理事、専務理事を補佐し、理事会の議決にもとづき、本会の業務を取り扱う。
- 4 理事は、この法人を代表し、理事会を構成し、総会の決議にもとづき、この会の業務を決定する。

第16条 監事は次にあげる業務を行うものとし、その遂行に当たって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 本法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中であっても、総会において3分の2以上の議決に基づいて、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

22300008

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### 第4章 顧問及び相談役

(顧問および相談役)

第21条 この会に顧問および相談役を置くことができる。

2 顧問および相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

3 前項に定めるものの他、顧問および相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

#### 第5章 会議

(種別)

第22条 会議は、総会、理事会、常任理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。正会員のうち団体は、総会で表決を行う者1名を2年毎に定め、代表理事に届け出る。

3 理事会は通常理事会及び臨時理事会とし、理事をもって構成する。

4 常任理事会は、通常常任理事会と臨時常任理事会とし、代表理事および専務理事、常任理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および活動予算の承認ならびにその変更

(5) 事業報告および決算の承認

(6) 役員の選任または解任その他運営に関する重要な事項

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 運営に関する重要な事項

(10) その他理事会が必要と認める重要な事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他この法人の業務の執行に関する事項

3 常任理事会は、次の事項につき協議する。

(1) 理事会提出の議案の作成に関する事項

22300009

(2) 理事会の決議の執行に関する事項

(3) その他理事会の議決を要さない常務に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めた場合

(2) 正会員の5分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 定款第16条第4号に基づき監事が招集した場合

3 通常理事会は、年2回以上代表理事が招集し開催する。ただし、次の各号の一に該当する場合には、臨時理事会を招集しなければならない。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項の規定により、監事から請求があったとき。

4 通常常任理事会は、原則として月1回程度定期的に開催する。ただし、代表理事または専務理事の要請により必要に応じ臨時常任理事会を開催することができる。

(会議の招集権者及び招集通知)

第25条 会議は、第16条第4号による場合を除いて代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 代表理事は、総会を招集するに当たっては、会議を構成する正会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、少なくとも開催の日より5日前までに電子ファイルを含む書面または電子メール等をもって通知しなければならない。

4 代表理事は、理事会を招集するに当たっては、会議を構成する理事に対し、前項の規定と同様にしなければならない。

5 代表理事は、常任理事会を招集するに当たっては、会議を構成する常任理事に対し、第3項の規定と同様にしなければならない。ただし、通常常任理事会の場合は、省略することができる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 常任理事会は、代表理事、専務理事、常任理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会および常任理事会の議長は、代表理事、専務理事または常任理事がこれに当たる。

(議決)

第28条 各正会員の議決権は、平等なるものとする。また、各理事の表決権は平等なものと

する。

- 2 総会の議事は、この規約に定める場合を除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決する所による。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決する所による。
- 4 常任理事会の議事は、代表理事、専務理事、常任理事の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決する所による。

(書面表決等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。また、各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 4 常任理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 5 第2項および第3項に規定する当該正会員または当該理事は、第26条および第28条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 6 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録（議事概要）を作成し、議長および出席した正会員または理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名が署名もしくは記名捺印し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員の総数および出席者数（書面表決者および表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第6章 守秘義務

(守秘義務)

第31条 「チャイルドラインMIE」の実施で得られる個人情報の取り扱いは、「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号）に則り保護する。会員は、得られた情報を会の目的以外に使用しない。

## 第7章 事務局

22300011

(設置および職員の任免)

第32条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長その他の職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て代表理事が任免し、職員は事務局長が任免する。
- 4 理事は、事務局長及び事務局次長並びに職員と兼職することができる。

(組織および運営)

第33条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入
- (6) 設立当初の財産目録に記載された資産

(資産の管理及び経費の支弁)

第35条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会を経て定める。

- 2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画および活動予算)

第37条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出ができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第39条 この法人の事業計画書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又

は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第43条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2. 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに存する資産は、総会の議決を経て選定された類似の目的を持つ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

22300013

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 田部 知代子

理事 竹村 浩

理事 秋山 則子

理事 釜谷 恵子

理事 水谷 孝子

理事 鳴 かおり

理事 落合 泰子

理事 浦田 宗昭

理事 大門 公子

理事 田岡 陽子

理事 谷口 美子

理事 堀内 千春

理事 市川 千鶴子

理事 出丸 朝代

理事 市川 岳仁

理事 日比野 一子

理事 井上 良純

理事 飯田 美知子

理事 油田 千鳥

理事 平澤 田代

理事 高木 文

監事 酒谷 宜幸

3 この法人の設立当初の任期は、第17条第1項の規定にかかるらず、2011年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および收支予算は、第23条の規定にかかるらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかるらず、設立の日から2010年3月31日とする。

6 この法人の設立当初の正会員の会費の額は、第8条の規定にかかるらず、以下に定めるものとする。

正会員 個人 年一口： 3,000円

正会員 団体 年一口： 5,000円

支援会員 個人 年一口： 1,000円（3口以上）

支援会員 団体 年一口： 10,000円

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：調査研究費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月3日
金 額	3,000円
支 払 先	スペシャルオリンピック日本・三重
支 出 内 容	2015年年会費
備 考	

## 領 収 証

芳野 正英 様 No. 4113

★

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等( %)

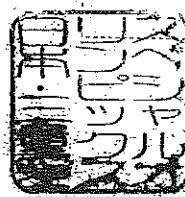
但

2015 正会員年会費として

2016年6月3日 上記正に領収いたしました

収入印紙

特定非営利活動法人  
スペシャルオリンピックス日本・三重  
〒510-0075 三重県四日市市安島1丁目7-12  
TEL・FAX059-356-1776 向陽2ビル2F



22300015

特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・三重

## 定 款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・三重という。ただし、SO日本・三重またはSON・三重と略称することができる。また、スペシャルオリンピックスはSOと略すことができ、エスオーと呼称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県四日市市安島1丁目7番地12号 向陽2ビル2階に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、知的障害のある人(以下、アスリートという)たちに、年間を通じてオリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供することにより、アスリートの健康を増進し、自立と社会参加の促進を図るというスペシャルオリンピックス(以下、「SO」という)の使命に則り、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス」(以下「SO国際本部」という)に認証を受けた国内本部組織スペシャルオリンピックス日本(以下、SO日本)と協定を交わし、認証を受け、SO日本が定める諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。また、スポーツ活動の他、教育・文化的プログラム及びレクリエーション活動や地域社会における知的障害理解促進を図る活動等を通じ、多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域社会における知的障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大
- (2) SO国際本部及びSO日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加
- (3) この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供
- (4) この法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供
- (5) 知的障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業
- (6) その他、知的障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業
- (7) スペシャルオリンピックス関連物品の販売
- (8) チャリティ催事の開催
- (9) チャリティスポーツの実施

### 第3章 会員及び社員

#### (種別)

- 第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの。
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。
  - (3) 登録会員 正会員、賛助会員以外の会員で、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

#### (入会)

- 第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費等)

- 第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助金を納入しなければならない。
  - 3 登録会員は、入会金及び会費は不要とする。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 正会員と賛助会員は当年度通常総会までに会費を納入できないとき。
  - (4) 登録会員は当年度通常総会までに連続した2年間更新手続きのないとき。
  - (5) 除名されたとき。

#### (退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

- 第11条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。
- この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の定款、諸規則や総会の決議等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及び賛助金、及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員

#### (種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上25名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事の中から、理事長1名、副理事長2名以内を置くこととする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長および副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長、副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。尚、理事は本法人の職員を兼ねることができる。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後の最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に限り報酬を受けることができるが、その数は役員総数の3分の1の範囲以内とする。

- 2 前項の規定は、役員が職員を兼ねて職員としての給与を受けることを妨げない。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・参与)

第20条 この法人に、法上の役員のほか、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、特定事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金、会費及び賛助金の額
- (7) 借入金(その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。)  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長(理事長に事故ある時は副理事長)がこれにあたる。両者不在もしくは欠員のときは出席した正会員のなかから選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができます。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案の可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第55条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決及び定足数)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事会は在任理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 運営組織

(運営委員会と専門委員会)

- 第39条 この法人は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議決を経て、運営委員会及び各専門委員会等の運営組織を置くことができる。

(運営委員会の構成と機能)

- 第40条 運営委員会は、理事又はスペシャルオリンピックスの活動に関して経験と知識ある者の中から理事長が選任する運営委員によって構成される。
- 2 運営委員会は理事長が主催し、理事会が委任したこの法人の日常業務を執行し、また、総会に付議すべき事項を事前に審議し、理事会に提案する。

(専門委員会の構成)

- 第41条 専門委員会は、この法人の事業運営に伴って生じる専門的な問題について調査検討するために理事長が設置し、原則として理事または運営委員の中から理事長が選任する委員長と委員長が選任する専門委員によって構成される。

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 職員の任免は、理事長が行なう。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費、賛助金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) そのほかの収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用として講ずることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会にその専決権があるものとする。

(予算の追加及び修正)

第51条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、3ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもつて定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
  - (7) SO日本からの認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、教育、慈善、科学研究などを目的に組織運営されている知的障害のための法人、もしくは国の機関の中から、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 伊藤孝行

副理事長 藤澤幸三

同 宮本長和

理事	田中賢治
同	向井弘光
同	土田繁
同	三宅耕三
同	内田すゞ子
同	西村淳喜
同	浜口謙藏
同	杉本淳
同	三好啓治
同	米川直樹
同	水谷清高
同	内山博之
同	後藤守
監事	堀之内宏行
同	河北晃史

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年の通常総会の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日からその年の12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 個人 0円	団体 0円
(2) 年会費	正会員 個人 3,000円	団体 10,000円
- 7 第8条第2項の賛助金の額は総会で定めるものとするが、設立当初は次に掲げる額とする。

(1) 個人賛助金	年額 1口 3,000円
(2) 団体賛助金	年額 1口 10,000円

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：調査研究費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月26日
金 額	3,000円
支 払 先	三重県地方自治研究センター
支 出 内 容	2015年年会費
備 考	

領 収 証

芳野 正英

様 No.

★

¥ 3,000-

内 訳

日 2015年度 会費

現 金

1127 年 6 月 26 日 上記正に領収いたしました

小切手

/

手 形

/

消費税額等( % )

三重県地方自治研究センター

理事長 北岡勝征

収入印紙



22300025

# 三重県地方自治研究センター規約

## 第1章 総 則

### (名称と事務所)

第1条 この組織は、三重県地方自治研究センター(以下「センター」という。)と称し、事務所を津市におく。

### (目的)

第2条 このセンターは、地方自治に関する総合的な調査研究及び政策提起によって民主的な地方自治の確立に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 このセンターは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地方自治に関する情報、資料の収集と提供。
- (2) 地方自治に関する調査、研究。
- (3) 民主的な地方自治を推進するための政策策定。
- (4) 地方自治に関する研究会・講演会等の開催及び会報等刊行物の発行。
- (5) その他、目的達成に必要な事業。

## 第2章 会 員

### (会員)

第4条 このセンターは、目的に賛同する個人及び団体で構成する。

### (会費)

第5条 このセンターの会費は次のとおりとし、加入口数については制限しない。

- (1) 個人会員 年額 3,000円
- (2) 団体会員 年額 10,000円

## 第3章 役 員 等

### (役員)

第6条 このセンターに次の役員をおく。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 役員は総会で選出する。

### (顧問)

第7条 研究活動、事業の企画を円滑に行うため、理事会の承認を得て顧問を委嘱することができる。

### (職務)

第8条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 専務理事は、事務局の執行業務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の運営にあたる。

5 監事は、会計を監査する。

### (事務局)

第9条 事務局に次の職員を置き、理事長がこれを任命する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 研究員(主任研究員・特別研究員)
- (4) その他理事長が必要と認めた職員

### (任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

22300026

## 第4章 会議

### (総会)

第11条 このセンターの総会は年1回、理事長が召集し、次の事項を確認する。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 事業報告、決算報告
- (3) その他、この組織の運営に関する重要な事項

### (理事会)

第12条 理事会は、次の事項を議決執行する。

- (1) 事業計画の策定、執行
- (2) 予算と決算
- (3) その他必要な事項

### (企画運営委員)

第13条 センターに企画運営委員(以下「委員」という。)をおく。

2 委員は理事の属する自治体の推薦する職員及び会員で、地方自治問題に識見を有する者の内から理事長が委嘱する。

3 委員はセンターの円滑な運営と事業推進機能の有効な発揮のため、理事会の任務を補佐する。

## 第5章 財政

### (財政)

第14条 このセンターの財政は、会費、事業収入、寄附金及びその他の収入による。

### (会計年度)

第15条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (会計監査)

第16条 会計監査は、年1回行い理事会及び総会にその結果を報告しなければならない。

## 第6章 補則

### (委託)

第17条 この規約に定めるもののほか、施行について必要な事項は、理事会の議を経て、別に定める。

### (改廃)

第18条 この規約は、総会の議により改廃する。

### 附 則

1 この規約は、1982年8月7日から施行する。

2 初年度の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、1983年3月31日までとする。

### 附 則

1 この規約は、1984年5月11日から施行する。

### 附 則

1 この規約は、1992年6月3日から施行する。

### 附 則

1 この規約は、2008年6月4日から施行する。

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：調査研究費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年7月1日
金 額	3,000円
支 払 先	三重県自閉症協会
支 出 内 容	2015年度賛助会費
備 考	

## 領 収 証

芳野 正英 様 No. \_\_\_\_\_

¥ 3,000 -

但 H27年度 賛助会費  
入金日 2015年 7月 / 日 上記正に領収いたしました

収 入  
印 紙

内訳  
税抜金額  
消費税額等( %)

三重県自閉症協会  
事務局 〒514-0818 津市城山3丁目9-20  
横山美香

この用紙は森林保全に配慮したFSC認証パレプを使用しています。

22300028

## 三重県自閉症協会規約

### 第1条 <名称・所在地>

本会は、三重県自閉症協会と称する。

この会の所在地は、津市城山3丁目9-20の事務局長宅におく。

当会は昭和49年2月1日、三重県自閉症児・者を守る会として発足。

### 第2条 <目的>

本会は、三重県の自閉症スペクトラム障害の人たち（以下、自閉症児・者とする）に対する福祉の増進と幸福のため、治療・教育・福祉・労働の対策の充実を図るような運動を開催する事を目的とする。

### 第3条 <事業>

1. 自閉症児・者対策のために、県その他の関係機関に対して、予算獲得のための請願・陳情等を行う。

2. 各地域相互の連携を深め、治療・教育等の情報交換・共通理解を深める。
3. 自閉症児・者のための知識・普及・社会啓発のため広報を発行する。
4. 治療・教育・社会参加の諸施設の設置・整備拡充のため、地域社会に働きかける。
5. 同じ親として、障害理解・受容などの相互支援を行う。本会はペアレントメンター研修受講の推奨により、ペアレントメンターの育成を行い、会としての相互支援の力の向上を図る。
6. その他、第2条の目的に合致する事業を行う。

### 第4条 <組織>

本会は、正会員と賛助会員をもって構成する。

正会員は自閉症児・者の親や、目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会に出席するなど運営に参加、賛助会員は本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体で、運営には参加せず、事業を支援する者である。

正会員は、地域を次のブロックに分ける。

- ① 桑名市・いなべ市・員弁郡・桑名郡
- ② 四日市市・三重郡
- ③ 鈴鹿市・亀山市
- ④ 津市
- ⑤ 名張市・伊賀市
- ⑥ 松阪市・多気郡・尾鷲市・南牟婁郡・北牟婁郡・熊野市
- ⑦ 伊勢市・鳥羽市・度会郡・志摩市
- ⑧ あさけ学園

### 第5条 <役員・構成>

本会に次の役員をおく。

1. 役員会 役員は、会長1名、副会長2名、事務局若干名（事務局には、局長1名・書記2名・会計2名・広報担当者を配す）をもって構成し、会の運営を図る。
2. 理事会 理事会は、各ブロックよりの代表理事と役員をもって構成する。 22300029

## 第6条 <役員の選出>

1. 役員は理事会において互選し、総会の承認を得るものとする。
3. 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

## 第7条 <役員の職務>

会長は、本会を代表し会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

その他の理事は、第5条の職務に応じて会の実務を遂行する。

## 第8条 <顧問>

本会に、会長が認めたとき顧問をおくことができる。

顧問は、会長が任命する。

## 第9条 <運営>

本会は、その運営のため、次の事を行う。

- ① 例会をもつ。
- ② 少なくとも年1回総会をもつ。
- ③ 規約の変更。

## 第10条 <会計>

本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 入会金 正会員より一人当たり 3,000 円
2. 年会費 正会員より一人当たり 5,500 円、賛助会員より 3,000 円を徴収する。
3. 寄附金 目的を侵さぬ範囲において、寄附金を受けることができる。
4. 事業収入
5. 各ブロックは、活動充実のためブロック会費を徴収することができる。

## 第11条 <会計年度及び会計報告>

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、総会時に会計報告をする。

## 附則

本会の目的を達成するために、次の部会をおき、その代表に該当の理事が当たる。 (年少児部会・年長児部会・成人群会・高機能部会)

この規約は、平成25年5月24日より適用する。

第1回改正 平成 9年5月30日

第2回改正 平成10年5月21日

第3回改正 平成12年5月19日

第4回改正 平成15年5月22日

第5回改正 平成18年5月21日 (市町村合併に伴いブロック名の変更)

第6回改正 平成25年5月24日 22300030

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：調査研究費)

職 氏 名、	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年7月13日
金 額	9,000円
支 払 先	三重県日本中国友好協会
支 出 内 容	入会金1000円、2015年年会費8000円
備 考	

## 領 収 証

No.\_\_\_\_\_

芳野 正英 様

2015年7月13日

★ 9,000 -

但 入会金 1000円、2015年会費

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

〒514 三重県津市北丸之内202  
-0031 TEL (059) 227-0470  
FAX (059) 224-4311

特定非営利活動法人

三重県日本中国友好協会

22300031

# 特定非営利活動法人 三重県日本中国友好協会 規約

## <前 文>

日中友好は、2千年來の歴史と永遠の未来を貫く、民族の課題である。わが協会は、1951年創立以来、各階各層の日中友好を願う人々ともに、両国の体制の相違をのりこえ一貫してこの課題にとりくみ、日中國交正常化と 日中平和友好条約の締結という輝かしい成果を生みだす事に貢献しました。いまや日中友好は、新しい情勢をむかえ、その意義はますます重い。わが協会は、思想、信条、政党政派の違いをこえて、日中友好の一点で結集する県民組織として、この崇高な事業を一層発展させる重要な使命を担っている。わが協会は、ひきつづき日中共同声明と日中友好条約の精神を充実、発展させ、子々孫々、未来永遠にわたる両国民の相互理解と友好を深め、アジアおよび世界の平和と繁栄に貢献する。

## 第一条<名 称>

この会は、三重県日本中国友好協会(略称:三重県日中友好協会)と称する。

## 第二条<目 的>

この会は、日本・中国両国民の相互理解と友好を深め、もっと日本とアジアおよび世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

## 第三条<会 員>

この会の目的、規約に賛同し、入会金、会費を納めるものを会員とする。会員は、この会の機関に対し発議し役員を選び、役員に選ばれることができる。会員は、機関紙を 購読するものとする。

この会の目的、規約に賛同し、贊助会費を納める個人、団体、法人を贊助会員とする。

## 第四条<活 動>

この会は、第二条の目的を達成するために、次の活動をおこなう。

- 1 各支部および地区協会の連携と発展に関する事項
- 2 中国事情と文化の研究と紹介
- 3 日本事情と文化の中国への紹介
- 4 政治、経済、文化、芸術、体育、学術、人事など各分野にわたる交流の促進
- 5 在日華僑との連携
- 6 中国からの留学生、研修生の受け入れと斡旋
- 7 社団法人日本中国友好協会に加盟し、同協会が提唱する諸活動の実践と、その他目的達成に必要な事項

## 第十条<組 織>

この会の中に、支部および地区協会を置く。支部および地区協会の設立は、理事会に報告し承認を得るものとする。支部および地区協会の運営は、県協会の規約に準ずる。

## 第十一條

この会の活動を進めるため、理事会の義を経て青年部会、女性部会、その他の部会をおくことができる。

## 第十四条

会員がこの会の目的、規約に違反した時、または支部、地区協会からの申請があったときは、その状況にしたがって理事会の三分の二以上の同意を得て、退会させることができる。会費未納六ヶ月にわたるときは、会員の資格を失うことがある。

# 研修費

22300033

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

## 旅費等支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：研修費)

旅行者 職氏名	三重県議会議員 芳野 正英		
用務	議員研修会参加(日程別紙)		
日程	平成27年5月18日～平成27年5月19日		
行き先	東京都千代田区参議院会館 千代田区認定NPO法人フローレンス 江東区 江東みつばちプロジェクト事務局		
金額	49,500円		
支出内訳	1 旅費	合計	41,500円
	運賃等1 5/18-5/18 近鉄富田～近鉄名古屋	1,070円	
	運賃等2 5/18-5/18 JR名古屋～JR東京	14,680円	
	運賃等3 5/19-5/19 JR東京～JR名古屋	14,680円	
	運賃等4 5/19-5/19 近鉄名古屋～近鉄富田	1,070円	
	宿泊費1 5/18-5/18 (4,000円／泊 × 1泊)	4,000円	
	政務雑費1 5/18-5/19 (3,000円／日 × 2日)	6,000円	
	2 付随する経費	合計	8,000円
	その他1 5/18-5/19 参加費		8,000円
備考			

2015年05月19日

## 領 収 書

一連No0243  
領収No0145

芳野 正英 様

¥4,000-

東京都港区新橋3-21-3 (税込) として  
カプセル・イン新橋 [ ]  
03-3437-1021 印刷面を内側に折って保管願います

領収証

芳野 正英 様

金額 8,000 -

但し 研修会費として上記正に領収いたしました

2015年 5月 18日

22300034

自治体政策青年ネットワーク（足立区議会議員 小椋修平事務所内）  
〒123-0865 東京都足立区新田2-4-27-101 TEL: 03-3911-5765



## 政務活動報告書

旅 行 者 職 氏 名	芳野 正英
日 程 及 び 行 き 先	平成27年5月18日～5月19日(1泊) 東京都千代田区 認定NPO法人 フローレンス 東京都江東区 江東みづばちプロジェクト事務局(株式会社藤屋内) 東京都千代田区 参議院議員会館
目 的	障害児専門の保育園の取り組みを聴取 都市部におけるみづばちを活用した環境保全の取り組みを聴取 マイナンバー制度の概要と地方自治体の対応について聴取
経 費 内 訳	別添 「旅費等支出計算書」のとおり
概 要 等	障害児保育園「アレン」について 認定NPO法人フローレンスが運営する未就学の障害児を対象とした、 児童福祉法に基づく児童発達施設である。 重い障害をもち一般の保育園の預かりが難しいお子さんを対象にした 保育園として杉並区に設立された。 就労や介護などの理由のために保育が必要な障害児に対して、平日週5 日18:30まで利用可能になっている。 障害を持つお子さんの保護者は、「常勤雇用率が低い」「年収500万以 下」「ひとり親世帯が多い」などの課題がある。 この園が他の園と違うところは「医療的ケアを行う」ということと「長 時間保育をおこなっている」という点である。園児15人の定員に対し、 2名の医療スタッフ、作業療法士をおいている。 通所型の児童発達施設などは、長時間保育に対応しておらず、親が働く ことができない、という課題があるが、この園ではこうした課題を 解消できること。 開設にあたって費用の面で相当な苦労があったが、杉並区役所が障害 児の居場所づくりに熱心であり、区の障害者施策課と連携し開設費用 の補助を経てることができ、開園にこぎつけられた。 一方、区の予算からの補助があるため、杉並区民を8割という制約が あるとのこと。近隣の区に住む保護者からの依頼もあるが、なかなか 区外の利用を拡大できない事情がある。

22300035

当初、江東区での開設も考えたが、開設費用の補助が受けられないことや、場所の確保が難しい、などの理由で断念したとのことである。また、西友など、企業からの寄付なども受けているとのこと。

#### 江東区みつばちプロジェクト

みつばちプロジェクトは中央区銀座での取り組みがスタートであるが、江東区でもできないかと銀座の取組を参考してスタートした。

江東区木場の周辺は工場や倉庫が多いが、街路樹や公園も多く、みつばちが蜜を採取する環境としては申し分がない。

ただ、街中に比べ鳥などの天敵も多い。

採取したハチミツは区内のイベントなどに出店している。

また、ハチミツの効用や蜂の特性を紹介した絵本を作成して、区内の幼稚園や小学校に寄贈している。

都会に住む子供たちにも環境や自然の産物を身近に感じてもらうきっかけづくりをしている。

#### マイナンバー制度

マイナンバーについては、特に地方自治体に関しては、システム構築に多大な費用が必要なことは理解している。

そこで、総務省としてもシステム構築にかかる費用を工面し、一方で小さな自治体でもスムーズに制度移行できるような研修会も実施している。

セキュリティ対策については十分なガードを実施しており、侵入されたりデータが流出することはないよう努めているとのことである。

廣聽廣報費

22300037

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

## 旅費等支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：広聴広報費)

旅行者 職 氏名	三重県議会議員 芳野 正英		
用務	四日市市内の2か所で県政報告会を開催		
日程	平成28年3月13日 ~ 平成28年3月13日		
行き先	四日市市西日野町公民館 四日市市寺方町第1区公会所		
金額	3,480円		
支出内訳	1 旅費 自家用車使用1 政務雜費1	3/13-3/13 (30円／km × 16km) 3/13-3/13 (3,000円／日 × 1日)	合計 3,480円 480円 3,000円
備考			

22300038

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：広聴広報費)

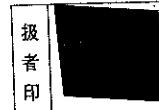
職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年7月14日
金 額	213,948円
支 払 先	四日市印刷工業株式会社
支 出 内 容	県政レポート作成代
備 考	

## 領 収 証

A No. 010051

2015年 7月 14日

現 金	✓
小切手	
手 形	
相 殺	
手数料	



芳野 正英 様

金 額	4	2	1	3	9	4	8
-----	---	---	---	---	---	---	---

(内 消費税 )

上記正に領収いたしました。



四日市印刷工業株式会社

本 社 〒510-0806 三重県四日市市吉柳町1番35号

TEL<059>331-2111 FAX<059>331-2115

日永工場 〒510-0835 三重県四日市市日永4丁目5番12号

TEL<059>347-0277 FAX<059>347-0277

東京営業部 〒130-0021 東京都墨田区塩浜3-23-10 バラツオ305号

TEL<03>5600-2111 FAX<03>5600-2111

③ 発行者→得意先

22300039



三重県議会議員 (四日市市選出)

# 芳野正英

よしの

まさひで

2015年夏号

発行：三重県議会議員 芳野正英広聴相談室

〒510-8014 四日市市富田4-2-1 2F

TEL:059-363-6364 FAX:059-363-6364

三重県議会議員として  
「元気な三重を復活させる!」ために  
がんばります!

2015年4月30日、三重県議会に初登庁しました。

51名の三重県議会議員のうち新人議員は私も含めて11名。そのうち、10名が三重県内の各市の市議会議員の経験者です。

議会改革は、各自治体議会の共通の関心事であり、それぞれの議会で取り組みがなされています。こうした活動や経験を踏まえて、さらなる三重県議会の改革に取り組んで参りたいと思います。

1期目1年目の役職が  
決定しました。

芳野正英の三重県議会議員1期目は、議席番号1番。会派は「新政みえ」(23名 最大会派)

所属する常任委員会は、戦略企画雇用経済常任委員会委員です。長い名前ですが、県庁内の戦略企画部と雇用経済部が所管です。

戦略企画部は文字通り三重県の政策の長期戦略を策定・進行管理する部署であり、三重県庁のヘッド・オーフィスです。平成24年から10年間の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」の推進や近隣府県との広域連携などについて議論します。

また、雇用経済部は労働政策やものづくりやエネルギー政策など、三重県の雇用と産業全般を所管します。

また、三重県議会では、議長を除く全議員が予算決算委員会委員として、三重県の予算の可否や決算の認定を行ないます。

その他、都市計画審議会委員と議会改革推進会議の幹事に就任しました。規模や名称が異なりますが、議会審議の本質は県議会も市議会も変わりません。しっかりと議会で発言していきたいと思います。



# 三重県議会の新たな体制がスタート

三重県議会は5月13日本会議を開き、県議会の第106代議長に中村進一議員(新政みえ、6期、伊勢市選出) 第109代副議長に中森博文議員(自民党、4期、名張市選出)をそれぞれ選出しました。その他の主な役員については、以下のとおりです。

監査委員 津村 衛議員(新政みえ、3期、尾鷲市・北牟婁郡選出) 服部富男議員(自民党、4期、三重郡選出)  
四日市港管理組合議會議長 藤田宜三議員(新政みえ、3期、鈴鹿市選出)  
予算決算常任委員会委員長 青木謙順議員(自民党、4期、津市選出)

## 人口減少問題は待ったなしの課題!三重県も議会も対策をしっかり議論します。

我が国は、急速な少子高齢化の進展に直面しており、特に地方の人口の減少に歯止めをかける必要があります。

そのためにも、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、持続的で活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっています。

このため、国会で「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」が制定され、国においては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保すること、及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)を図ることとしています。

国は、平成26年12月27日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしています。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、三重県では、国・長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、三重県における人口の現状と将来の展望を提示する「三重県人口ビジョン(仮称)」を策定します。下記のような人口統計の推移から分かるように、三重県では2007年をピークに人口が減少しています。

全国的な兆候と同様に、生産年齢人口(16歳~64歳)と年少人口(0歳~15歳)が減少し、老人人口(65歳~)が増加しているのがわかります。

その他各種の分析を踏まえて、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」を今年度中に策定する予定です。

三重県議会でも、今年度は6つの常任委員会以外に、「人口減少対策調査特別委員会」の設置が決定しました。

三重県議会としても、県の執行部が策定作業に入っている「三重県人口ビジョン(仮称)」や「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」に具体的な政策提言を行なうことでより実効性のある方策を盛り込んでいくように議論して行きます。

### 芳野正英プロフィール

1974(昭和49)年9月30日	四日市市内で生まれる。
1981(昭和56)年	四日市市立橋北保育園卒園
1987(昭和62)年	四日市市立四郷小学校卒業
1990(平成2)年	四日市市立笹川中学校卒業
1993(平成5)年	三重県立四日市南高校卒業(32期生)
1998(平成10)年	横浜国立大学経済学部卒業
2001(平成13)年	京都大学法学部卒業
2010(平成22)年まで	国會議員秘書として国会勤務 議員秘書時代は農業政策や 外国人労働者問題に取組みました。
2011(平成23)年	四日市市議会議員当選
2015(平成27)年	三重県議会議員当選

戦略企画雇用経済常任委員会委員・予算決算委員会委員

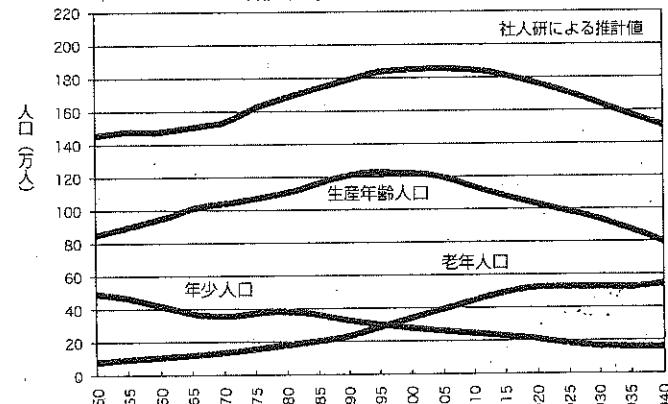
都市計画審議会委員・議会改革推進会議 幹事

三重県ホッケー協会 会長

四日市アーチェリー協会 会長

元、四日市市私立幼稚園PTA連合会 会計監査

年齢3区分別人口の推移(三重県)



※2010年までの3区分人口は国勢調査、2013年までの総人口は住民基本台帳より作成

※2015年以降の総人口は社人研推計値より作成

### 三重県議会議員

## 芳野正英広聴相談室

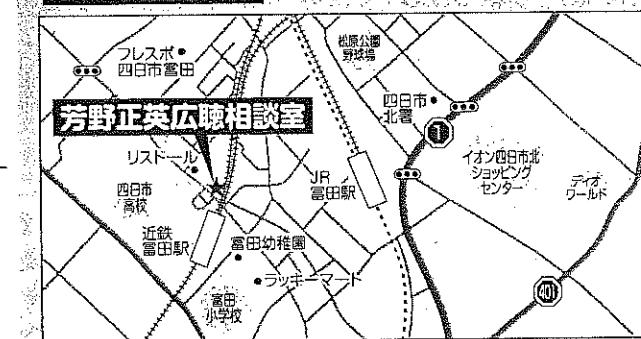
〒510-8014 四日市市富田4-2-1 2F

TEL: 059-363-6364

FAX: 059-363-6364

FAXやホームページなどから皆様のご意見をお待ちしています。

芳野正英ホームページ <http://www.yonkatsukai.com>



# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:広聴広報費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年2月4日
金 額	230,580円
支 払 先	四日市印刷工業株式会社
支 出 内 容	県政レポート作成代
備 考	

9998

## 領 収 証

A No. 009997

2016年 2月 4 日

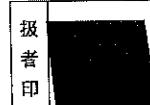
芳野 正英 様

金額	1	2	3	0	5	8	0
----	---	---	---	---	---	---	---

(内 消費税  
上記正に領収いたしました。)

支票

現 金	✓
小切手	
手 形	
相 殺	
手数料	



四日市印刷工業株式会社

本 社 〒510-0806 三重県四日市市休部町1番86号  
TEL<059>331-2111 FAX<059>331-2715  
日永工場 〒510-0885 三重県四日市市日永4丁目5番12号  
TEL<059>347-0277 FAX<059>347-0277  
東京事業部 〒130-0021 東京都墨田区錦糸3-23-10 ハラツオ305号  
TEL<03>5600-2111 FAX<03>5600-2111

③ 発行者→得意先

22300042

## 三重県議会議員(四日市市選出)

# 芳野正英

よしの

まさひで

発行：三重県議会議員 芳野正英広聴相談室

〒510-8014 四日市市富田4-2-1 2F  
TEL:059-363-6364 FAX:059-363-6364

## 県議会で数々の質問の場に立ちました!

三重県議会では、議会改革先進地として、多くの質疑の場を設けています。芳野正英も4月の初当選以来、半年あまりで以下の質問に立ちました。

### 2015年6月17日 予算委員会での総括質疑

- ①農業政策について
- ②林業大学校の設立について
- ③土砂災害特別警戒区域の指定について
- ④河川の体積土砂の撤去について

### 2015年6月18日 一般質問にかかる関連質問

障がい者雇用の現状について

### 2015年9月30日 一般質問

- ①知事の「新しい豊かさ」の考え方について
- ②クラウドファンディングについて
- ③国の中核機関の地方移転について



### 2015年10月29日 議案質疑

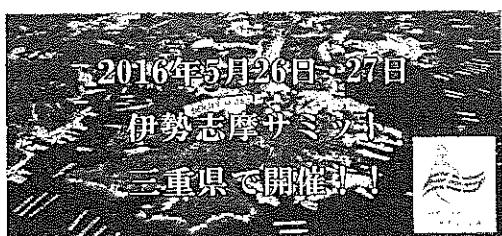
補正予算について

### 2015年12月4日 一般質問にかかる関連質問

生活困窮者自立支援法に基づく県の施策について

その他にも、所属する戦略企画雇用経済常任委員会でも積極的な質疑を行っています。

## 伊勢志摩サミット開催に全力を尽くします!



2016年5月26・27日に志摩市賢島で、先進国首脳国会議(サミット)が開催されます。

また、4月22日から桑名市を主会場に高校生が主体のジュニアサミットが開催されます。

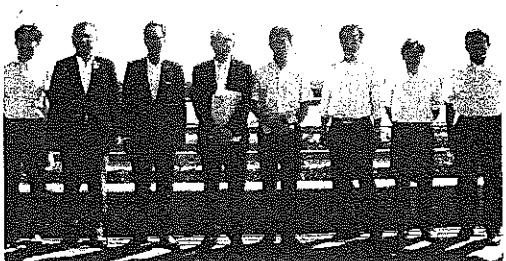
このサミットにおける三重県の姿勢は①サミットの効果を全

県に波及、②サミットを一過性にしないための様々な提案、③一人でも多くの県民が協力する体制づくり、という方針です。

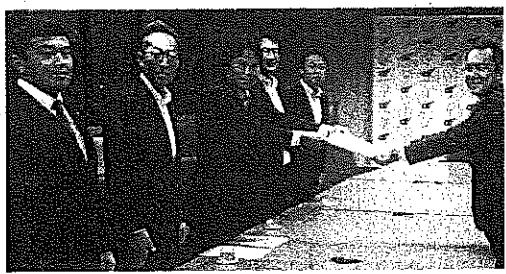
芳野正英も、このサミットが四日市市をはじめとする北勢地域にも効果が広がるようになると四日市市選出県議と共同で知事に提案書を提出しました。

内容は①ジュニアサミットの会場の一部として、四日市市の公害資料館等を訪問してほしい、②四日市萬古焼・伊勢茶・大矢知そうめん等の四日市市の地場産品をサミット会場やプレスセンター等で紹介する場を作りたい、というものです。

テロに対する警戒体制の整備等、開催に向けてまだまだ課題はありますが、伊勢志摩サミット開催とサミット後の活動の中で、三重県の発信を行っていきたいと思います。



サミット開場予定地の賢島を視察



知事にサミットにかかる要望書を提出しました。

22300043

# 地方の活力を本物にするために!

2014年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」では、各都道府県や市町村は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することを求めています。

三重県でもこの総合戦略の策定作業が始まり、県議会も並行して「地方創生に関する政策討論会議」を設置して調査・研究を進めて、三重県に提言することになりました。芳野正英もこの検討会議のメンバーとして7月8月の夏場に精力的に会議を行い、9月に取りまとめて知事に提出しました。

三重県は2007年の約187万人をピークに、2014年には約182万人に減っています。今後2060年には約120万人にまで落ち込むことが予想されるため、新生児を増やすとともに、三重県への移住者を増やす対策を立てて約142万人とする目標としています。そのため、「結婚」「妊娠・出産」「子育て」「子どもの思春期」という4つのステージで切れ目のない支援をするとともに、T・J・リターンの促進等、三重に移って働く人を増やす取組を盛り込みました。こうした県の総合戦略に対して、私の意見として以下の点を提言に盛り込んでもらいました。

①単独で地方創生に取り組めない町も三重県内にはあるので、県は市町同士、地域同士の連携による地方創生を応援するコンシェルジュのような役割を果たすべき

②真の地方の再生は、地方分権の深化からしか生まれない。今回の地方創生のような、ひも付き補助金ではなく、地方自治体が自由に使い道を決められる一括交付金の導入や国の中央官庁の地方移転等を国に強く要望していくべきである。

今後は、まずは総合戦略の施策をしっかりと取り組むとともに、規制改革等を図って地方の自由な発想による再生が実現できるよう訴えていきたいと思います。

## 豊かな三重の食材に競争力を!!

三重県は、「食の産業振興ビジョン」を作成し、三重の食品産業や農林漁業の振興策を策定しました。

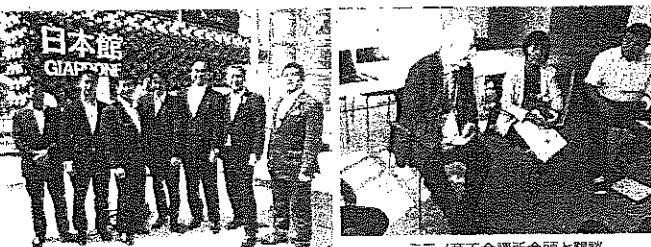
芳野正英も県議会選挙後、県内各所を回る中で三重県の食品産業や農水産品が非常に品質の高いものであると実感しました。こうした食材を国内だけでなく海外に展開する支援をしていきたいと思います。

7月には食の祭典であるイタリアのミラノ万博を視察しました。会場内の日本館は、各国パビリオンの中で最も人気のあるもので、日本食や安全な日本の食材への期待の高さを感じました。

また、その際にミラノ商工会議所の会頭やミラノ市の公設青果市場の職員からも日本の食材への期待が寄せられました。コスト面など今後の課題もありますが、ヨーロッパ等への輸出も県として支援をしていく必要を感じました。

現段階で、三重県から東南アジア諸国へ輸出する場合は、沖縄県の那覇空港を利用すると短時間ですみます。夕方に中部国際空港に運べば、夜22時の航空便で那覇空港に飛び、スピード通関を済ませて2時頃には東南アジアに向けて出発し、午前中には東南アジアの市場に届けることができる仕組みができあがっています。

こうした沖縄の国際物流特区の姿も視察ましたが、三重県は那覇空港経由の空輸の費用の一部を補助しています。三重県の食材が東南アジアのスーパーに普通に並ぶ時代が目の前に来ています。



ミラノ商工会議所会頭と懇談

### こんな活動もしています!!



四日市あすなろう鉄道の新型車両の試乗会に参加しました。



地域の夏祭りや秋祭りのお手伝いもやっています。



北海道洞爺湖サミットの様子を視察しました。



各地区で県政報告会を実施しています。



高吉まつりにてこにゅうどうくんとボッタくんと

### 三重県議会議員 芳野正英 広聴相談室

〒510-8014 四日市市富田4-2-1 2F  
TEL:059-363-6364  
FAX:059-363-6364

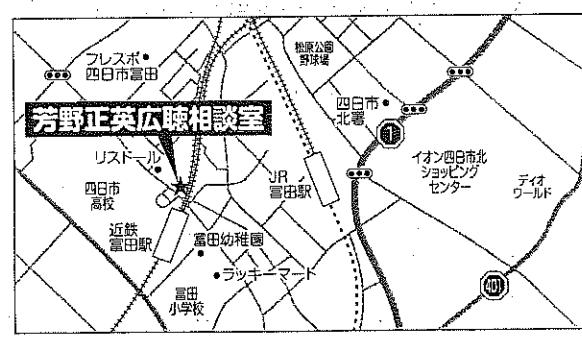
芳野正英ホームページ

<http://www.yonkatsukai.com>

#### 芳野正英プロフィール

1974(昭和49)年9月30日 四日市市内で生まれる。  
1981(昭和56)年 四日市市立橋北保育園卒園  
1987(昭和62)年 四日市市立西郷小学校卒業  
1990(平成2)年 四日市市立笠川中学校卒業  
1993(平成5)年 三重県立四日市南高等学校卒業(32位)  
1998(平成10)年 横浜国立大学経済学部卒業  
2001(平成13)年 京都大学法学院卒業  
2010(平成22)年まで 国会議員秘書として国会勤務  
議員秘書時代は農業政策や外国人労働問題に取組みました。  
2011(平成23)年 四日市市議会議員当選  
2015(平成27)年 三重県議会議員当選

戦略企画専用経済常任委員会委員・予算決算常任委員会委員  
議会改革推進会議幹事・手話言語に関する条例検討会委員  
都市計画審議会委員  
三重県ホークー協会 会長・四日市アーチェリー協会 会長  
元・四日市市私立幼稚園PTA連合会 会計監査



FAXやホームページなどから皆様のご意見をお待ちしています。

22300044

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:広聴広報費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月15日
金 額	317,374円
支 払 先	株式会社ミッド八光
支 出 内 容	県政報告ポスティング代
備 考	

## 領 収 証

芳野正英

様 No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 317,374-

内 訳

但 チラシ配布代として

収入印紙

現 金

平成27年 6月 15日 上記正に領収いたしました

小切手

/

手 形

/

消費税額等( %)

三重県三重郡菰野町神森604-4

株式会社ミッド八光

TEL 059-394-3491

コクヨ ウケ-92

22300045

# 支出計算書

(区分:議員分) (経費区分:広聴広報費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月30日
金 額	7,705円
支 払 先	日本郵便株式会社
支 出 内 容	県政レポート郵送費(公的機関向け郵送分)
備 考	

## 領収証書

毎度ありがとうございます

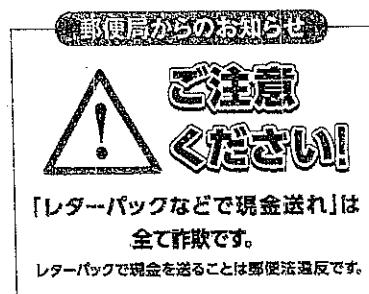
芳野 正英 様

〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関 1-3-2  
2015年 6月30日 17:07

〔別納1〕		
区内特別基(定)		
067	18.5g 115通	¥7,705
小計		¥7,705
課税計 (内消費税等 非課税計		¥7,705 ¥570) ¥0
△合計		¥7,705
お預り金額		¥10,705
おつり		¥3,000

印紙税申告納  
付つき麹町  
税務署承認済

担当 [REDACTED] 端01箱01  
発行No.5705  
連絡先:四日市松原郵便局  
TEL:059-363-5910



22300046

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：広聴広報費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年7月1日
金 額	6,767円
支 払 先	日本郵政株式会社
支 出 内 容	県政報告配布代
備 考	

## 領収証書

毎度ありがとうございます

芳野 正英 様

〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関 1-3-2  
2015年 7月 1日 16:53

〔別納1〕 区内特別基(定)		
067	18.5g 101通	¥6,767
小計		¥6,767
課税計 (内消費税等 非課税計		¥6,767 ¥501 ¥0
合計		¥6,767
お預り金額		¥10,000
おつり		¥3,233

印紙税申告納  
付につき麹町  
税務署承認済

担当 [REDACTED]  
発行No.0085 端01箱01  
連絡先：四日市山城郵便局  
TEL:059-337-0963

### 郵便局からのお知らせ



「レターパックなどで現金送れ」は  
全て詐欺です。  
レターパックで現金を送ることは郵便法違反です。

22300047

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:広聴広報費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年2月1日
金 額	204,157円
支 払 先	株式会社ミッド八光
支 出 内 容	ポスティング代
備 考	

## 領收証

No.

芳野 正英 様

28年 2月 1日

金額

¥ 204,157-

内

但

ポスティング代として

消費税等

上記正に領収いたしました  
三重県三重郡菰野町神森604-4

現 金

小切手

HISAGO #779

株式会社 ミッド八光

TEL 059-394-3491



22300048

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:広聴広報費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月15日
金 額	174,960円
支 払 先	株式会社ビジネスソリューション
支 出 内 容	県政報告郵送代
備 考	

## 領 収 証 芳野 正英 様 No.\_\_\_\_\_

金 額	¥ 174960
-----	----------

内 訳

但 県政報告配布代 として

現 金 ✓

28年 3月 15日 上記正に領収いたしました

小 切 手 /

株式会社ビジネスソリューション

手 形 /

〒453-0018 愛知県名古屋市中村区佐古前町2-3 東ビル5F  
TEL 052-482-3011 FAX 052-482-3012



GR1614

22300049

会 議 費

22300050

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：会議費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年10月8日
金 額	650円
支 払 先	四日市市教育委員会
支 出 内 容	県政報告会会場費 富洲原地区市民センター
備 考	

22300051

## 第2号様式(第6条関係)

四日市市[富洲原]地区市民センター

使用許可書  
使用料決定27.10.8  
年 月 日

四日市市教育委員会

員教四  
合育呂  
印登市

(申請者) 住所 四日市市赤浜168-4

団体名

代表者氏名 芙野 正美

電話番号 059-363-6264

使用目的 (減免申請理由)	県政報告			使用人員	15人
使用日時 及び 使用場所	年月日(曜日)	使用場所(区分)	使用時間区分		
			午前	午後	夜間
	27.10.7(土)	小会議室( )			<input checked="" type="checkbox"/>
	・・( )	( )			
	・・( )	( )			
	・・( )	( )			
	・・( )	( )			
	・・( )	( )			
持込品	無				
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 徴収する(1人 円)		<input checked="" type="checkbox"/> 徴収しない		
使用責任者	(TEL ) / <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ				

## 使用料

使 用 料	区 分	小 (60m <sup>2</sup> 未満)	中(60m <sup>2</sup> 以上 100m <sup>2</sup> 未満)	大(100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満)	特大 (200m <sup>2</sup> 以上)	調理代 220円	合 計
		650円	860円	1,080円	1,730円		
	使用回数	/回	回	回	回	回	
	納付額	650円	円	円	円	円	650円
使用料減免	<input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する(条例施行規則第8条第1項第〔 〕号の規定による)						

- 備考 (1) 四日市市地区市民センター条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
- (2) 使用後は、設備等を原状に復し、係員の点検を受けてください。
- (3) 地区市民センター事業等に使用するために使用許可を取り消す場合があります。

使用料領収済印
27.10.8
許可番号
富洲原許-202号

22300052

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：会議費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年10月21日
金 額	860円
支 払 先	四日市市教育委員会
支 出 内 容	県政報告会会場費 羽津地区市民センター
備 考	

22300053

## 第2号様式（第6条関係）

四日市市〔羽津〕地区市民センター 使用許可書  
使用料決定

平成27年10月21日

四日市市教育委員会



(申請者) 住所 四日市市大字飛福165-4  
団体名 よいの正英会議相談室  
代表者氏名 芳野 正英  
電話番号 059-363-6364

使用目的 (減免申請理由)	県政報告会			使用人員	30人		
使用日時 及び 使用場所	年 月 日 (曜日)	使用場所 (区分)	使 用 時 間 区 分				
			午 前	午 後	夜 間		
			27・10・25 (日)	大平・八木 ( )			○
			・ ・ ( )	( )			
			・ ・ ( )	( )			
			・ ・ ( )	( )			
			・ ・ ( )	( )			
			・ ・ ( )	( )			
持込品	なし						
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 徴収する (1人 円)		<input checked="" type="checkbox"/> 徴収しない				
使用責任者	(TEL ) / <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ						

## 使 用 料

使 用 料	区 分	小	中 (60m <sup>2</sup> 以上)	大 (100m <sup>2</sup> 以上)	特大 (200m <sup>2</sup> 以上)	調理代 220円	合 計
		(60m <sup>2</sup> 未満) 650円	100m <sup>2</sup> 未満) 860円	200m <sup>2</sup> 未満) 1,080円	(200m <sup>2</sup> 以上) 1,730円		
使用回数	回	/回	回	回	回	回	
納付額	円	860円	円	円	円	円	860円
使用料減免	<input checked="" type="checkbox"/> しない		<input type="checkbox"/> する (条例施行規則第8条第1項第〔 〕号の規定による)				

- 備考 (1) 四日市市地区市民センター条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。  
(2) 使用後は、設備等を原状に復し、係員の点検を受けてください。  
(3) 地区市民センター事業等に使用するために使用許可を取り消す場合があります。

22300054

使用料領収済印	
許可番号	
羽津 許一 281 号	

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:会議費)

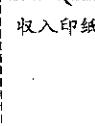
職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年11月10日
金 額	2,000円
支 払 先	中村町自治会
支 出 内 容	11月10日開催の県政報告会の会場代
備 考	

三重県議会議員  
領 収 証 芳野正英様 No.\_\_\_\_\_

金額	¥	2	0	0	0
----	---	---	---	---	---

内 訳 但 公民館 使用料 11月10日 県政報告会  
 現 金 H27年 11月 10 日 上記正に領収いたしました  
 小 切 手 /  
 手 形 /  
 消 費 税 額 等( % )

中村町自治会  
 会長 谷口 富夫  
 四日市市中村町1084  
 TEL・FAX 059-338-5634



GR1615

22300055

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:会議費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月13日
金 額	3,000円
支 払 先	西日野町自治会
支 出 内 容	3月13日開催の県政報告会における公民館使用料
備 考	

## 領 収 証

よしの正英

様 No.\_\_\_\_\_

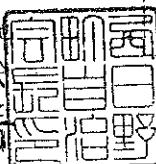
金 額	3000
-----	------

内 訳	_____
現 金	_____
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等( %)	_____

但 公民館使用料 3月13日県政報告会  
28年3月13日 上記正に領収いたしました

四日市市西日野町2950番地  
西日野町自治会

会長 伊藤 篁



收入印紙

GR1614

22300056

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:会議費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月13日
金 額	5,000円
支 払 先	寺方町一区自治会
支 出 内 容	3月13日開催の県政報告会における自治会公会所賃館料
備 考	

領 収 証

よしの 正英

様

No. \_\_\_\_\_

金 額

¥5000

但 寺方町一区自治会公会所賃館料

平成28年3月13日 上記正に領収いたしました

内 訳 \_\_\_\_\_

税抜金額 \_\_\_\_\_

消費税額等( %) \_\_\_\_\_

四日市市寺方町2082-2番地

寺方町一区自治会

自治会長

平尾浩

コクヨ ウケ-85

22300057

資料作成費

22300058

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料作成費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年12月24日
金 額	2,700円(5,400×按分率1/2)
支 払 先	シェトワ白楊文具館
支 出 内 容	コピー用紙代、事務用品代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領 収 書

### シェトワ白楊文具館

四日市市安島2-4-9  
1F ☎ 059-355-8577  
2F ☎ 059-353-7370  
<http://cheztoi-bungukan.com/>

2015年12月24日 12:25  
0001-426918

用紙・OA用紙	外	5,000
外税対象額	1点	¥5,000
外税額	8.0%	¥400
現金		¥5,400

22300059

資料購入費

22300060

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年2月8日
金 額	1,400円
支 払 先	一般社団法人家庭教育支援センター「ペアレンツキャンプ」
支 出 内 容	書籍購入費 「無理して学校へ行かなくていい、は本当か」
備 考	

## 領 収 証

芳野正英 様 2016年2月8日

★ ￥1400

但書籍代として

上記正に領収いたしました

内 訳

〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町1-1-26

税抜金額

南森町フジビル8F

消費税額等( %)

一般社団 家庭教育支援センター「ペアレンツキャンプ」



コクヨ ウケ-1048

22300061

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年5月31日
金 額	1,460円(2,921×按分率1／2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2015年5月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領 収 証 ASA

No. 85324 132富田4 0- 0  
富田4丁目2-1

芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額
伊勢新聞	1	2,921

2015年05月分

合計金額
2,921円

本体価格 2,705  
消費税額 216

朝日新聞四日市販売株式会社  
四日市市城西町16-22  
TEL 0120-40-4946  
FAX 059-353-9273



ご購読ありがとうございます。上記の金額が正確なら、本領収証は、お預け金を返さないで下さい。

22300062

## 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月30日
金 額	1,460円(2,921×按分率1／2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2015年6月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

領收証 ASA

No. 85324 132富田 4 0-0  
富田 4 丁目 2-1

芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額
伊勢新聞	1	2,921

2015年06月分

合計金額  
2,921円

2015年6月30日

朝日新聞四日市販売株式会社  
四日市市城西町16-22  
TEL 0120-40-4946  
FAX 059-353-9273



22300063

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年7月31日
金 額	1,460円(2,921×按分率1/2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2015年7月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領 収 証 ASA

No. 85324 132富田4 0- 0

富田4丁目 2-1

### 芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額	2015年07月分
伊勢新聞	1	2,921	

2015年7月31日

#### 合 計 金 額

2,921 円

本体価格 2,705  
消費税額 216

朝日新聞四日市販売株式会社  
四日市市城西町16-22  
TEL 0120-40-4946  
FAX 059-353-9273



22300064

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年8月31日
金 額	1,460円(2,921×按分率1/2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2015年8月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

No. 85324 132富田4 0-0 領 収 証 ASA  
富田4丁目 2-1

芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額	2015年08月分
伊勢新聞	1	2,921	

2015年 8月 31日

合 計 金 額

2,921 円

本体価格 2,705  
消費税額 216

朝日新聞四日市販売株式会社  
四日市市城西町16-22  
TEL 0120-40-4946  
FAX 059-353-9273



ご精算の際は、この領収証と上記の金額と振込先をもとに、お支払いください。

22300065

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年9月30日
金 額	1,460円(2,921 × 按分率1／2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2015年9月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領 収 証 ASA

No. 85324 132富田4 0-0  
富田4丁目 2-1

芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額	2016年09月分
伊勢新聞	1	2,921	合計 金額 2,921円

2015年 9月 30日 本体価格 2,705

消費税額 216

朝日新聞四日市販売株式会社

四日市市城西町16-22

TEL 0120-40-4946

FAX 059-353-9273



この領収証は、お支払いを受けたことを証するものとし、領収印を捺す。領収印を捺す場合は、領収印を捺す。

22300066

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年10月31日
金 額	1,460円(2,921×按分率1／2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2015年10月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領 収 証 ASA

No. 85324 132富田4 0- 0  
富田4丁目 2-1

芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額
伊勢新聞	1	2,921

2015年10月分

合計金額
2,921円

本体価格 2,705  
消費税額 216

2015年10月 31日

朝日新聞四日市販売株式会社  
四日市市城西町16-22  
TEL 0120-40-4946  
FAX 059-353-9273



22300067

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年11月30日
金 額	1,460円(2,921×按分率1/2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2015年11月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領 収 証 ASA

No. 85324 132富田4 0-0  
富田4丁目2-1

芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額	2015年11月分	
伊勢新聞	1	2,921	合 計 金 額	
				2,921円
				本体価格 2,705 消費税額 216

2015年11月30日

朝日新聞四日市販売株式会社  
四日市市城西町16-22  
TEL 0120-40-4946  
FAX 059-353-9273

(領收印)

22300068

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年12月31日
金 額	1,460円(2,921×按分率1/2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2015年12月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領 収 証 ASA

No. 85324 132富田4 0- 0  
富田4丁目 2-1

芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額	2015年12月分
伊勢新聞	1	2,921	
合計金額			2,921円
本体価格 2,705 消費税額 216			

2015年12月31日

朝日新聞四日市販売株式会社  
四日市市城西町16-22  
TEL 0120-40-4946  
FAX 059-353-9273



支那新聞の販売代理店として、定期の支那新聞を購入する場合に、領收証を提出する場合に使用する印

22300069

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年1月31日
金 領額	1,460円(2,921 × 按分率1/2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2016年1月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領 収 証 **ASA**

No. 85324 132富田4 0- 0  
富田4丁目 2-1

芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額	2016年01月分	
伊勢新聞	1	2,921	合 計 金 額	2,921円
				本体価格 2,705
				消費税額 216

2016年1月31日

朝日新聞四日市販売株式会社  
四日市市城西町16-22  
TEL 0120-40-4946  
FAX 059-353-9273



22300070

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年2月29日
金 額	1,460円(2,921×按分率1/2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2016年2月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領 収 証 ASA

No. 85324 132富田4 0- 0  
富田4丁目 2-1

芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額	2016年02月分
伊勢新聞	1	2,921	
合計金額			2,921円
本体価格 2,705 消費税額 216			

2016年 2月 29 日

朝日新聞四日市販売株式会社

四日市市城西町16-22

TEL 0120-40-4946

FAX 059-353-9273



ご購読ありがとうございました。お記入の領収書は、お手元に届けます。

22300071

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月24日
金 額	17,485円(34,970×按分率1／2)
支 払 先	「赤旗」四日市出張所
支 出 内 容	しんぶん赤旗2015年6月～3月份購読料
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

22300072

510-8014  
三重県四日市市富田四丁目2-1  
2F

芳野 正英 様

## 領 収 書

山 2016年 3月24日  
「赤旗」四日市出版所  
代表 堀江 格四郎  
四日市市新正4-21-11  
TEL 059-351-5134  
FAX 059-363-4395

印

芳野 正英 様

下記の金額を確かにいただきました。  
ありがとうございました。

領収総額 34,970円

品名	年月度	数量	単価	領収金額	備考
日刊「しんぶん赤旗」	2015年 6月分	1	3,497	3,497	
日刊「しんぶん赤旗」	2015年 7月分	1	3,497	3,497	
日刊「しんぶん赤旗」	2015年 8月分	1	3,497	3,497	
日刊「しんぶん赤旗」	2015年 9月分	1	3,497	3,497	
日刊「しんぶん赤旗」	2015年10月分	1	3,497	3,497	
日刊「しんぶん赤旗」	2015年11月分	1	3,497	3,497	
日刊「しんぶん赤旗」	2015年12月分	1	3,497	3,497	
日刊「しんぶん赤旗」	2016年 1月分	1	3,497	3,497	
日刊「しんぶん赤旗」	2016年 2月分	1	3,497	3,497	
日刊「しんぶん赤旗」	2016年 3月分	1	3,497	3,497	
合計				34,970	

22300073

伝票番号 201604-4

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月31日
金 額	1,460円(2,921×按分率1/2)
支 払 先	朝日新聞四日市販売株式会社
支 出 内 容	伊勢新聞購読料(2016年3月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

No. 85324 132富田4 0-0 領 収 証 ASA  
富田4丁目 2-1

芳野 正英 様

購読銘柄	部数	金額	2016年03月分	
伊勢新聞	1	2,921		
合 計 金 額				2,921 円
本体価格				2,705
消費税額				216
2016年3月31日				

朝日新聞四日市販売株式会社  
四日市市城西町16-22  
TEL 0120-40-4946  
FAX 059-353-9273



22300074

事務所費

22300075

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月30日
金 領	59,400円(118,800×按分率1／2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	事務所家賃(2015年6月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領収書

No.20150601

芳野正英様

金額

¥118,800円



但し、事務所家賃として

2015年6月30日

上記正に領収いたしました



22300076

# 建 物 賃 貸 借 契 約 書

(物件名)

近鉄富田駅前店舗



貸 主	[Redacted]
借 主	芳野正英

22300077

# 建物賃貸借契約書

貸主	氏名	[REDACTED] (以下「甲」という)
借主	氏名	芳野正英 (以下「乙」という)
物件の表示	名称	近鉄富田駅前店舗 (以下「本物件」という)
	室番号	2階
	所在地	三重県四日市市富田四丁目2-1
	種類	貸事務所
	構造	木造
	建築時期	平成11年11月
	面積	69.56m <sup>2</sup> (各種空スペース含む、但し現況面積を優先)
	家 具・備 品	有

業種	地方自治体議員による政務活動
使用目的	広聴相談・政策立案活動を使用目的とする
賃貸借契約期間	平成27年5月1日より平成31年4月30日までの4年間
賃料等の発生日	平成27年6月1日より

賃貸借条件	月 払 金	賃料 金 105,000円也 (約5,000円/坪・税別) 共益費 金 5,000円也 (税別) 駐車料金 金 一円也 特例 建物前空スペース東側を短時間利用可能とする 備考 短時間利用とは、来客用としての利用で、且つ一時的な駐車を意味する 消費税 金 8,800円也 月額合計 金 118,800円也 (消費税等含む)
	保証金	無
	償却	無
	礼金	無
	備考	消費税の増税時には、新税率が適用されることとします。

22300078

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年7月31日
金 領額	59,400円(118,800×按分率1/2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	事務所家賃(2015年7月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

領収書

No.20150701

芳野正英様

金額

¥118,800円



但し、事務所家賃として

2015年7月31日

上記正に領収いたしました



22300079

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年8月31日
金 額	59,400円(118,800×按分率1／2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	事務所家賃(8月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領收書

No.20150801

芳野正英様

金額

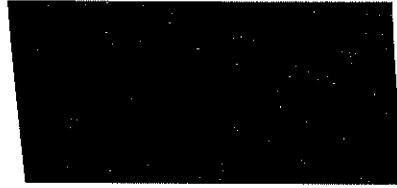
¥118,800円



但し、事務所家賃として

2015年8月31日

上記正に領収いたしました



22300080

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年9月30日
金 額	59,400円(118,800×按分率1／2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	9月分家賃
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領收書

No.20150901

芳野正英様

金額

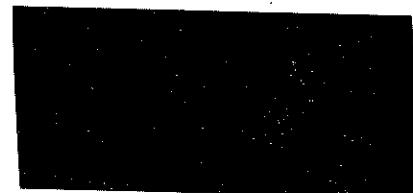
¥118,800円



但し、事務所家賃として

2015年9月30日

上記正に領収いたしました



22300081

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年10月30日
金 額	59,400円(118,800×按分率1／2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	事務所家賃(2015年10月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領収書

No.20151001

芳野正英様

金額

¥118,800 円

但し、事務所家賃として

2015年10月30日

上記正に領收回りました



22300082

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年11月30日
金 領	59,400円(118,800×按分率1／2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	11月分家賃
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領収書

No.20151101

芳野正英様

金額

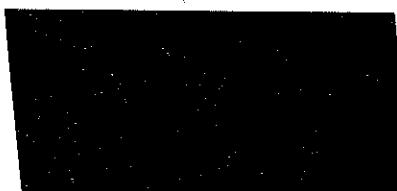
¥118,800円



但し、事務所家賃として

2015年11月30日

上記正に領収いたしました



22300083

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年12月30日
金 額	59,400円(118,800×按分率1／2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	事務所家賃(2015年12月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領収書

No.20151201

芳野正英様

金額

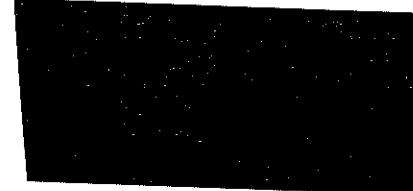
¥118,800円



但し、事務所家賃として

2015年12月30日

上記正に領収いたしました



22300084

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年1月29日
金 額	59,400円(118,800×按分率1／2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	事務所家賃(2016年1月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

領收書

No.20160101

芳 野 正 英 様

金額

¥118,800円



但し、事務所家賃として

2016年1月29日

上記正に領収いたしました



22300085

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年2月29日
金 額	59,400円(118,800×按分率1／2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	事務所家賃(2016年2月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

領収書

No.20160201

芳 野 正 英 様

金額

¥118,800 円



200

但し、事務所家賃として

2016年 2月 29日

上記正に領収いたしました



22300086

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月31日
金 額	59,400円(118,800×按分率1／2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	事務所家賃(2016年3月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領収書

No.20160301

芳野正英様

金額

¥118,800円



但し、事務所家賃として

2016年3月31日

上記正に領収いたしました



22300087

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年5月26日
金 額	5,580円(11,160×按分率1/2)
支 払 先	NTTファイナンス株式会社
支 出 内 容	事務所電話代(2015年5月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
よしの正英

様

お客様番号  
4403-0460-25648

2015年 5月ご請求分

金額(円)

¥11,160-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

1921

領 取 日 期 6月

16

ローソン四日市

あかつき台店

取 入 印 紙 貼 付 條  
(金融機関・CVS用)→お客様

22300088

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月19日
金 額	779円(1,559×按分率1/2)
支 払 先	中部電力株式会社
支 出 内 容	事務所電気代(2015年5月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (270526)

口座記号	00100-5-900116	加入者名	中部電力株式会社
この受領証は、大切に保管してください。	平成27年5月分 ご使用期間 5月15日~ 5月24日 (日程10)		
	消費税等相当額(再掲)		
金額	1559円	111円	
ご依頼人氏名	よしの正英 様		
お客様番号	契約種別 コード	容量 (A,KVA) (kW/灯)	ご使用量 (kWh)
3404174027070030	60	41	1559
5月25日廃止までの料金			

裏面により当社の集金員が集金することはありません。  
本面には、大らくください。

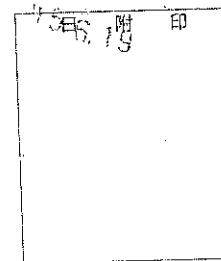
お支払期日は **6月24日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、

延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。

ただし、ご家庭や商店など低圧の電気を使いいただいているお客様が、お支払期日の翌日から

10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。

払込用紙の有効期限は **7月14日** となっております。



中部電力株式会社 四日市 営業所

0120-985-340  
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

22300089

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月19日
金 額	2,792円(5,585×按分率1/2)
支 払 先	中部電力株式会社
支 出 内 容	事務所電気代(2015年6月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(270612)

口座記 号番号	00100-5-900116	加入 者名	中部電力株式会社
この受 領証は、大 切に保 管してく ださい。	平成27年6月分	ご使用期間	5月15日~6月11日(日程10)
			消費税等相当額(両替)
金額	5585円		410円
ご依頼人氏名 よしの正英 様			
お客様番号	契約種別 コード	電 量 (A.kVA kWh/灯)	ご使用量(kWh)
3404174027080030	60	165	5585
上記金額の内訳(円)			

裏面により当社の集金員が集金することはありません。  
もとからくたさい。

お支払期日は **7月13日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、

延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。

ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から

10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。

払込用紙の有効期限は **8月3日** となっております。

日 附 印

中部電力株式会社 四日市 営業所

0120-985-340

(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

22300090

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年8月4日
金 額	2,998円(5,997×按分率1／2)
支 払 先	NTTファイナンス株式会社
支 出 内 容	事務所電話代(2015年6月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

NTTファイナンス株式会社  
払込受領証

お客様名 よしの正英 様
お客様番号 4403-0460-25648
請求年月 2015年 6月分
ご請求金額 ￥5,997-

上記の金額を受領いたしました。  
※金額を訂正したもの及び、取扱  
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

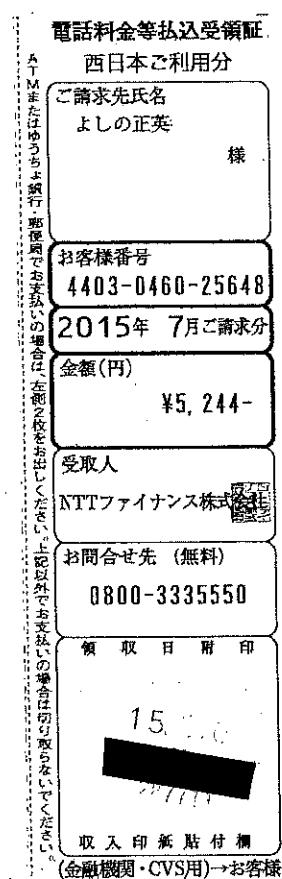
取 入 印 紙 貼 付 欄	(お客様控)	領 收 日 付 印
---------------------------------	--------	-----------------------

22300091

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年8月4日
金 領額	2,622円(5,244×按分率1/2)
支 払 先	NTTファイナンス株式会社
支 出 内 容	事務所電話代(2015年7月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

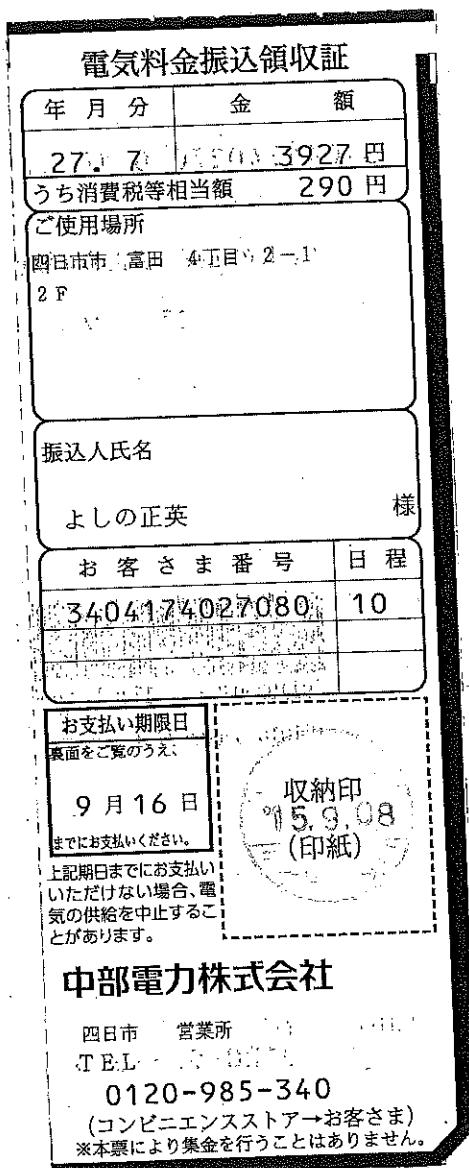


22300092

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年9月8日
金 額	1,963円(3,927×按分率1/2)
支 払 先	中部電力株式会社
支 出 内 容	事務所電気代(2015年7月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。



22300093

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年9月8日
金 領額	1,906円(3,812×按分率1/2)
支 払 先	中部電力株式会社
支 出 内 容	事務所電気代(2015年8月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (270813)

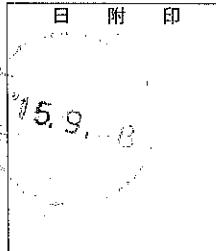
口座記 号番号	00100	5	900116	加入 者名	中部電力株式会社	裏本 面に より ごらん くの た集 金員 が集 金す ること はあ りま せん。
この受 領証は、 大切に保 管して ください。 ゆう	平成27年 8月分 ご使用期間 7月13日~ 8月12日 (日程 10)					
金額			3 8 1 2 円		282 円	消費税等相当額(再掲)
ご依頼人氏名	よしの正英					様
お客様番号	契約種別 コード	容 量 (A/KVA kW/灯)	ご使用量 (kWh)	上記金額の内訳 (円)		
3404174027080030	60	105	3812			

お支払期日は **9月14日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、

延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。

ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客様が、お支払期日の翌日から  
10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。

払込用紙の有効期限は **10月 5日** となっております。



中部電力株式会社 四日市 営業所

0120-985-340

(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

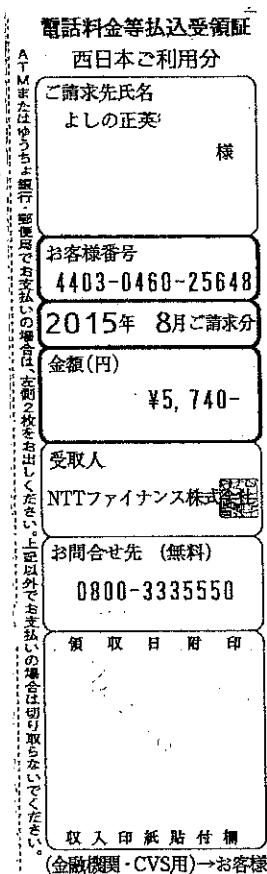
(ゆうちょ銀行)

22300094

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年9月8日
金 領額	2,870円(5,740×按分率1/2)
支 払 先	NTTファイナンス株式会社
支 出 内 容	事務所電話代(2015年8月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。



22300095

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年10月3日
金 額	1,781円(3,563×按分率1/2)
支 払 先	中部電力株式会社
支 出 内 容	事務所電気代(2015年9月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (270911)

口座記号	00100	5	900116	加入者名	中部電力株式会社
この受領証は大切に保管してください。	平成27年 9月分				ご使用期間 8月13日~ 9月10日 (日程 10)
	金額	3	5	6	3 円 消費税等相当額(再掲)
					263 円
	ご依頼人氏名				
	芳野正英 様				
	お客様番号	契約種別 コード	音量 (A/KVA) (KW/XT)	ご使用量 (kWh)	上記金額の内訳 (円)
	3404174027080030	60		97	3563

お支払期日は **10月13日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。  
ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客様が、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。

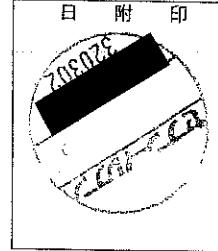
払込用紙の有効期限は **11月2日** となっております。

中部電力株式会社 四日市 営業所

0120-985-340

(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)



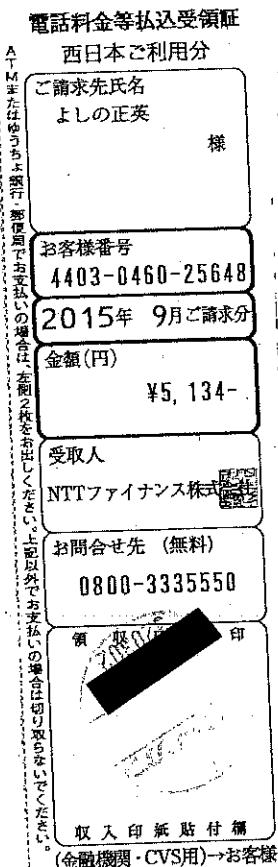
裏本面により当社の集金員が集金することはございません。

22300096

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年10月3日
金 額	2,567円(5,134×按分率1／2)
支 払 先	NTTファイナンス株式会社
支 出 内 容	事務所電話代(2015年9月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。



22300097

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年11月4日
金 領額	39,960円(79,920×按分率1／2)
支 払 先	シャープファイナンス株式会社
支 出 内 容	デジタルカラー複合機リース代(2015年10月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

22300098

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年11月4日
金 額	2,096円(4,192×按分率1/2)
支 払 先	中部電力株式会社
支 出 内 容	事務所電気代(2015年10月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

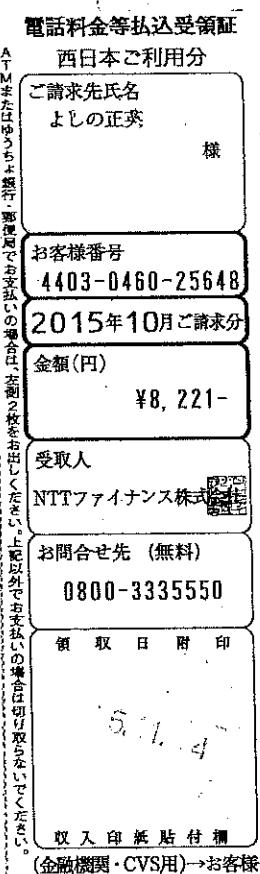
振込金受領証	
平成27年10月分	金額 4,192 円
ご 使用 期 間	消費税等相当額(再掲) 9月11日~10月13日 308円
切り取らないで 金融機関や コンビニエンス ストアにお出しください。	ご 依頼 人 氏 名 芳野正英 様
	お 客 さ ま 番 号 3404174027080 日程 10
	お支払いが11月13日のお支払期日を過ぎた場合は 延滞利息(年利10%)をお支払いされた日以降の 料金とあわせて請求させていただきます。
	この払込用紙は12月3日までが有効期限で ございます。有効期限を過ぎた場合のお支払いは 中部電力の担当営業所にお問い合わせください。
中部電力株式会社 四日市営業所 0120-985-340 (ご用件は受付センターで承ります。)	
※ 本証により 集金することは ありません。	
日 附 印 (課税相当額以上印紙貼付)	

22300099

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年11月4日
金 額	4,110円(8,221×按分率1／2)
支 払 先	NTTファイナンス株式会社
支 出 内 容	事務所電話代(2015年10月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。



22300100

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年12月3日
金 領額	9,990円(19,980×按分率1／2)
支 払 先	シャープファイナンス株式会社
支 出 内 容	デジタルカラー複合機リース代(2015年11月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

22300101

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

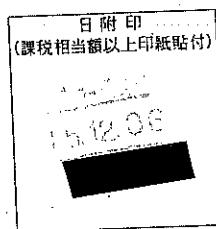
職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年12月6日
金 額	1,959円(3,918×按分率1/2)
支 払 先	中部電力株式会社
支 出 内 容	事務所電気代(2015年11月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 振込金受領証

平成27年11月分	金額	3,918 円
ご 使用 期 間	消費税等相当額(再掲) 10月14日~11月12日 290円	
ご 依 頼 人 氏 名	芳野正英 様	
お 客 さ ま 番 号	3404174027080	日 程
お支払いが12月14日のお支払期日を過ぎた場合は 金融機関やコンビニエンスストアにお出し下さい。 お支払いが12月14日のお支払期日を過ぎた場合は 延滞利息(年利10%)を、お支払いされた日以降の 料金とあわせてご請求させていただきます。		
この払込用紙は 1月 4日までが有効期限で ございます。有効期限を過ぎた場合のお支払いは 中部電力の担当営業所にお問い合わせください。		

中部電力株式会社 四日市営業所  
TEL0120-985-340  
(ご用件は受付センターで承ります。)

※ 本証により  
集金することは  
ありません。



22300102

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

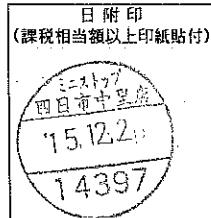
職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年12月26日
金 額	1,870円(3,740×按分率1/2)
支 払 先	中部電力株式会社
支 出 内 容	事務所電気代(2015年12月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 振込金受領証

平成27年12月分	金額 3,740 円
ご 使用 期 間	消費税等相当額(再掲) 11月13日~12月10日 277円
切り取らないで 金融機関やコンビニエンスストアにお出し下さい。	ご 依頼 人 氏 名 芳野正英 様
お 客 さ ま 番 号 3404174027080	日 程 10
お支払いが 1月12日のお支払期日を過ぎた場合は 延滞利息(年利10%)を、お支払いされた日以降の 料金とあわせてご請求させていただきます。	
この払込用紙は 2月 1日までが有効期限で ございます。有効期限を過ぎた場合のお支払いは 中部電力の担当営業所にお問い合わせください。	

中部電力株式会社 四日市営業所  
TEL0120-985-340  
(ご用件は受付センターで承ります。)

※ 本証により  
集金することは  
ありません。



22300103

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

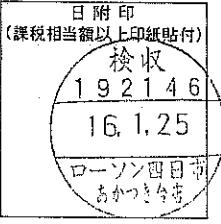
職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年1月4日
金 額	9,990円(19,980×按分率1／2)
支 払 先	シャープファイナンス株式会社
支 出 内 容	デジタルカラー複合機リース代(2015年12月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

22300104

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年1月25日
金 額	2,662円(5,324×按分率1/2)
支 払 先	中部電力株式会社
支 出 内 容	事務所電気代(2016年1月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

振込金受領証	
平成28年 1月分	金額 5,324 円
ご 使用 期 間	消費税等相当額(再掲) 12月11日～ 1月14日 394円
切り取らぬ いで金融機関や コンビニエンスストアにお出しください。	ご 依頼 人 氏 名 芳野正英 様 お 客 さ ま 番 号 3404174027080 10
お支払いが 2月15日のお支払期日を過ぎた場合は 延滞利息（年利10%）を、お支払いされた日以降の 料金とあわせてご請求させていただきます。 この払込用紙は 3月 7日までが有効期限で ございます。有効期限を過ぎた場合のお支払いは 中部電力の担当営業所にお問い合わせください。	
中部電力株式会社 四日市営業所 0120-985-340 (ご用件は受付センターで承ります。)	
※ 本証により 集金するこ とは ありませ ん。	
日附印 (課税相当額以上印紙貼付)  ローソン四日市 あかつき今市	

22300105

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年2月3日
金 領額	9,990円(19,980×按分率1／2)
支 払 先	シャープファイナンス株式会社
支 出 内 容	デジタルカラー複合機リース代(2016年1月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

22300106

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月3日
金 額	9,990円(19,980×按分率1／2)
支 払 先	シャープファイナンス株式会社
支 出 内 容	デジタルカラー複合機リース代(2016年2月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

22300107

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月17日
金 額	1,979円(3,959×按分率1/2)
支 払 先	中部電力株式会社
支 出 内 容	事務所電気代(2016年2月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

振込金受領証	
平成28年 2月分	金額 3,959 円
ご 使用 期 間	消費税等相当額(再掲) 1月15日～ 2月11日 293円
ご 依頼 人 氏 名	芳野正英 様
お 客 さ ま 番 号	日 程
3404174027080	10
お支払いが 3月14日のお支払期日を過ぎた場合は 延滞利息(年利10%)を、お支払いされた日以降の 料金とあわせてご請求させていただきます。	
この払込用紙は 4月 4日までが有効期限で ございます。有効期限を過ぎた場合のお支払いは 中部電力の担当営業所にお問い合わせください。	
中部電力株式会社 四日市営業所 TEL0120-985-340 (ご用件は受付センターで承ります。)	
※ 本証により 集金することは ありません。	
日 附 印 (課税相当額以上印紙貼付)	

22300108

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月31日
金 額	9,990円(19,980×按分率1／2)
支 払 先	シャープファイナンス株式会社
支 出 内 容	デジタルカラー複合機リース代(2016年3月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。 3月分は2016年4月4日に銀行口座引き落とし

22300109



510-8014

三重県四日市市富田 4-2-1-2 F

芳野正英事務所 御中

(5801K0301453) 01344- 01344

## ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	平成27年 9月25日	お問い合わせ番号	5801K0301453
商品名	デジタルカラーフクヨウキ 本体 ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	平成27年 9月25日から 平成31年 6月24日まで ( 45ヶ月 )		
お支払合計額	899,100 円	内消費税額	66,600 円

(お問い合わせ窓口)

545-8522

大阪市阿倍野区長池町22番22号

## シャープファイナンス（株）

事務センター

06-6625-0333

【営業時間 9時～17時30分(土、日、祝日を除く)】

※お客様の情報を保護するため、  
口座番号は表示しておりません。

Digitized by srujanika@gmail.com

お取扱店 株式会社 四日市事務機センター

TEL 0593-46-5411

お支払明細

作成日 平成27年10月5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。  
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額					お支払後の残高
			円	円	円	円	
1	27/11	19,980					819,180円
2	27/12	19,980					799,200
3	28/1	19,980					779,220
4	28/2	19,980					759,240
5	28/3	19,980					739,260
6	28/4	19,980					719,280
7	28/5	19,980					699,300
8	28/6	19,980					679,320
9	28/7	19,980					659,340
10	28/8	19,980					639,360
11	28/9	19,980					619,380
12	28/10	19,980					599,400
13	28/11	19,980					579,420
14	28/12	19,980					559,440
15	29/1	19,980					539,460
16	29/2	19,980					519,480
17	29/3	19,980					499,500
	29/4	19,980					479,520
	29/5	19,980					459,540
20	29/6	19,980					439,560
21	29/7	19,980					419,580
22	29/8	19,980					399,600
23	29/9	19,980					379,620
24	29/10	19,980					359,640
25	29/11	19,980					339,660
26	29/12	19,980					319,680
27	30/1	19,980					299,700
28	30/2	19,980					279,720
29	30/3	19,980					259,740
30	30/4	19,980					239,760
31	30/5	19,980					219,780
32	30/6	19,980					199,800
33	30/7	19,980					179,820
34	30/8	19,980					159,840
35	30/9	19,980					139,860
36	30/10	19,980					119,880
37	31/1	19,980					99,900
38	31/2	19,980					79,920
39	31/3	19,980					59,940
40	31/4	19,980					39,960
41	31/5	19,980					19,980
42	31/6	19,980					0

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

22300111

1344

X B O 1

27.11.4:商品代金 79,920 フィアーノ・フライエンス

12

1 

卷之三

卷之三

100

107

17

1927.12

卷之三

— 2 —

Digitized by srujanika@gmail.com

CO

9

10-

一一一

12

## 1.6 晶晶代金

19.580 シドーブ フライフ

28, 2, 3\*商品代金 19,980 ラーフ ファインズ

28.3.3%商品代金 19,980 ランプ 74472

22300112

28. 4. 4\*商品代金

19,980 シヤーフ・ファイナンス

半期は毎日記録した  
ことを示します。  
地店署く。この数字は、地店支払いの小切手等に入金の  
場合のお払戻しができる日付を示します。  
たなしく、この後に印のあるものは、上記日付の決済確認  
後お払戻しができるものを示します。

10-13

22300113

事務費

22300114

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月1日
金 額	2,700円(5,400×按分率1/2)
支 払 先	シェトワ白揚文具館
支 出 内 容	A4用紙代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領 収 書

シェトワ白揚文具館

四日市市安島2-4-9  
1F☎059-355-8577  
2F☎059-353-7370  
<http://cheztoi-bungukan.com/>

2015年 6月 1日 12:37  
0001-377371

2 点	¥2,500
用紙・O A用紙	外 5,000
2 点	¥5,000
外税対象額	¥400
外税額	8.0%
合 計	¥5,400
お預り	¥5,500
お 鈴	¥100

22300115

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月1日
金 額	24,000円
支 払 先	有限会社ハットリビジネス
支 出 内 容	県政報告郵送用封筒代として
備 考	

## 領 収 証

No.\_\_\_\_\_

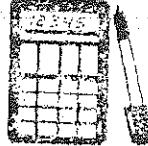
よの正英 様

27年 6月 1日

★ ￥24000  
 但 事務封筒代として  
 上記正に領収いたしました

内 訳	事務機・スチール製品・文具
税抜金額	有限
消費税額等( %)	会社 ハットリビジネス

〒510-0016 四日市市羽津山町190  
 TEL 059(331) 6172 (代)



[Redacted]

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月6日
金 額	4,800円
支 払 先	有限会社ハットリビジネス
支 出 内 容	県政報告郵送用封筒代として
備 考	

## 領 収 証

No.\_\_\_\_\_

よの 正英 様

27年6月6日

但

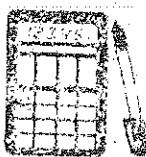
事務封筒代

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)



事務機・ステール製品・文具

有限

会社

ハットリビジネス

〒510-0016 四日市市羽津山町190

TEL 059(331)6172(代)

22300117

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月7日
金 領額	2,700円(5,400×按分率1/2)
支 払 先	シェトワ白楊文具館
支 出 内 容	A3・B4用紙代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領 収 書 item

### シェトワ白楊 文具館

四日市市安島2-4-9

1F ☎ 059-355-8577

2F ☎ 059-353-7370

<http://cheztoi-bungukan.com/>

2015年 6月 7日 13:12  
0001-378704

2 点	用紙・OA用紙	外	02,500
			5,000
2 点	外税対象額		¥5,000
	外税額	8.0%	¥400
合 計			¥5,400
券			¥1,000
お預り			¥10,000
お 鈞			¥5,600

22300118

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年12月22日
金 額	5,473円(10,946×按分率1/2)
支 払 先	シェトワ白揚文具館
支 出 内 容	コピー用紙代、事務用品代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領 収 書

### シェトワ白揚文具館

四日市市安島2-4-9  
1F ☎ 059-355-8577  
2F ☎ 059-353-7370  
<http://cheztoi-bungukan.com/>

2015年12月22日 10:00  
0001-426331

用紙・OA用紙	2 点	外	¥2,500
用紙・OA用紙	4 点	外	¥5,000
事務用品	3 点	外	¥2,335
用紙・OA用紙	10 点	外	¥1,400

外税対象額	¥10,136	
外税額	8.0%	¥810

合 計	¥10,946
券	¥1,000
外ジット	¥9,946

22300119

# 支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月30日
金 額	1,080円(2,160×按分率1/2)
支 払 先	株式会社四日市事務機センター
支 出 内 容	コピー料金(2015年11月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領収証

No 008267

平成28年3月30日

上の正英様

印  
紙

領収金額	1,080
------	-------

内  
消費税等

但し コピー料金(2015年11月分)447

上記正に領収致しました。

現金	
小切手	
手形	
振込	



株式会社 四日市事務機センター

担当者：

〒510-0891 四日市市西条永西町18番7号  
TEL: 059/346/5411 FAX: 059/346/1177

22300120

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月30日
金 額	1,643円(3,287×按分率1/2)
支 払 先	株式会社四日市事務機センター
支 出 内 容	コピー料金(2015年12月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領收証

平成28年3月30日 № 008269

上(の)正夫 様

印  
紙

内  
消費税等

現金

小切手

手形

振込

但し コピー料金(2016年12月分)417

上記正に領収致しました。

株式会社 四日市事務機センター

担当者：

〒510-0891 四日市市日永西2丁目18番7号  
TEL: 059/346/5411 FAX: 059/346/1177

22300121

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月30日
金 領額	1,080円(2,160×按分率1/2)
支 払 先	株式会社四日市事務機センター
支 出 内 容	コピー料金(2016年1月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領收証

平成28年3月30日

No 008270

よしの 正英  
様

印  
紙

領収金額 | 1 | 2 | 1 | 6 | 0 | —

内  
消費税等

但し コピー料金(2016年1月分)にて

上記正に領収致しました。

現金		
小切手		
手形		
振込		

株式会社 四日市事務機センター

担当者：

〒510-0891 四日市市白永西町18番7号  
TEL：059/346/5411 FAX：059/346/1177

22300122

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月30日
金 額	1,080円(2,160×按分率1/2)
支 払 先	株式会社四日市事務機センター
支 出 内 容	コピー料金(2016年2月分)
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

## 領収証

No 008271

平成28年3月30日

よしの 正英 様

領収金額	1,080
------	-------

印  
紙

内  
消費税等

但し コピー料金代 (2016年2月分) 1,080

現金	
小切手	
手形	
振込	

上記正に領収致しました。

 株式会社 四日市事務機センター

担当者:

〒510-0891 四日市市田永西町18番7号  
TEL: 059/346/5411 FAX: 059/346/1177

22300123

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年6月26日
金 額	2,052円(4,104×按分率1／2)
支 払 先	株式会社シー・ティー・ワイ
支 出 内 容	事務所インターネット接続代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

22300124

〒 510-8014  
四日市市富田4丁目2-1-2 F

No. \_\_\_\_\_

芳野 正英 様  
お客様No. 275972

〒510-0093  
三重県四日市市本町8番2号  
株式会社シー・ティー・ワイ  
TEL0120-30-6500

### 領收書

日頃よりC.T.Yをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願ひ申し上げます。  
尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

ご入金日 2015年06月26日

領収合計金額 4,104 円

22300125

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年7月27日
金 領額	2,052円(4,104×按分率1／2)
支 払 先	株式会社シー・ティー・ワイ
支 出 内 容	事務所インターネット接続代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

〒 510-8014  
四日市市富田4丁目2-1-2F

No. \_\_\_\_\_

芳野 正英 様  
お客様No. 275972

510-0093

三重県四日市市本町8番2号  
株式会社シードティー・ワイ  
TEL0120-30-6500

## 領收書

日頃より C T Y をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。  
尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

ご入金日 2015年07月27日

領収合計金額 4,104 円

22300127

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年8月26日
金 領額	2,052円(4,104×按分率1／2)
支 払 先	株式会社シー・ティー・ワイ
支 出 内 容	事務所インターネット接続代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

〒 510-8014  
四日市市富田4丁目2-1-2F

No. \_\_\_\_\_  
2016/04/13

芳野 正英 様  
お客様No. 275972

〒510-0093  
三重県四日市市本町8番2号  
株式会社シード・ティー・ワイ  
TEL0120-30-6500

### 領收書

日頃より C.T.Y.をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

ご入金日 2015年08月26日

領收合計金額 4,104 円

22300129

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年9月28日
金 額	2,052円(4,104×按分率1/2)
支 払 先	株式会社シー・ティー・ワイ
支 出 内 容	事務所インターネット接続代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1/2として計算した額を計上。

22300130

〒 510-8014  
四日市市富田4丁目2-1-2F

No. \_\_\_\_\_

芳野 正英 様  
お客様No. 275972

〒510-0093  
三重県四日市市本町8番2号  
株式会社シード・ティー・ワイ  
TEL0120-30-6500

## 領收書

日頃より C T Y をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

ご入金日 2015年09月28日

領収合計金額 4,104 円

22300131

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年10月26日
金 領	2,052円(4,104×按分率1／2)
支 払 先	株式会社シー・ティー・ワイ
支 出 内 容	事務所インターネット接続代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

〒 510-8014  
四日市市富田4丁目2-1-2F

No. \_\_\_\_\_  
2016/04/13

芳野 正英 様  
お客様No. 275972

〒510-0093  
三重県四日市市本町8番2号  
株式会社シード・ディー・ワイ  
TEL0120-30-6500

## 領收書

日頃より C T Y をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願ひ申し上げます。  
尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

ご入金日 2015年10月26日

領収合計金額 4,104 円

22300133

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年11月26日
金 額	2,945円(5,891×按分率1／2)
支 払 先	株式会社シー・ティー・ワイ
支 出 内 容	事務所インターネット接続および電話代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

〒 510-8014  
四日市市富田4丁目2-1-2F

No. \_\_\_\_\_

芳野 正英 様  
お客様No. 275972

〒510-0093  
三重県四日市市本町8番2号  
株式会社シード・ティー・ワイ  
TEL0120-30-6500

### 領收書

日頃よりC.T.Yをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

ご入金目 2015年11月26日

領収合計金額 5,891 円

22300135

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成27年12月28日
金 額	2,985円(5,970×按分率1／2)
支 払 先	株式会社シー・ティ・ワイ
支 出 内 容	事務所インターネット接続および電話代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

〒 510-8014  
四日市市富田4丁目2-1-2 F

No. \_\_\_\_\_

芳野 正英 様  
お客様No. 275972

〒510-0093  
三重県四日市市本町8番2号  
株式会社シード・ティー・ワイ  
TEL0120-30-6500

### 領收書

日頃よりC.T.Yをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。  
尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

ご入金日 2015年12月28日

領収合計金額 5,970 円

22300137

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年1月26日
金 額	3,095円(6,191×按分率1／2)
支 払 先	株式会社シー・ティー・ワイ
支 出 内 容	事務所インターネット接続および電話代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

〒 510-8014  
四日市市富田4丁目2-1-2F

No.  
2016/04/13

芳野 正英 様  
お客様No. 275972

丁510-0093

三重県四日市市本町8番2号  
株式会社シー・ティー・ワイ  
TEL0120-30-6500

### 領收書

日頃よりC.T.Yをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願ひ申し上げます。  
尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

入金日 2016年01月26日

領収合計金額 6,191 円

22300139

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年2月26日
金 額	3,007円(6,015×按分率1／2)
支 払 先	株式会社シー・ティー・ワイ
支 出 内 容	事務所インターネット接続および電話代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

〒 510-8014  
四日市市富田4丁目2-1-2F

No. \_\_\_\_\_

芳野 正英 様  
お客様No. 275972

〒510-0093  
三重県四日市市本町8番2号  
株式会社シード・ティー・ワイ  
TEL0120-30-6500

## 領收書

日頃よりC.T.Yをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願ひ申し上げます。  
尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

ご入金日 2016年02月26日

領収合計金額 6,015 円

22300141

# 支 出 計 算 書

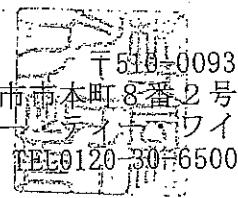
(区分：議員分) (経費区分：事務費)

職 氏 名	三重県議会議員 芳野 正英
支 払 年 月 日	平成28年3月28日
金 領額	3,102円(6,205×按分率1／2)
支 払 先	株式会社シー・ティー・ワイ
支 出 内 容	事務所インターネット接続および電話代
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

〒 510-8014  
四日市市富田4丁目2-1-2 F

No. \_\_\_\_\_

芳野 正英 様  
お客様No. 275972



### 領收書

日頃よりC.T.Yをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記金額を領収いたしましたので、ご確認の程よろしくお願ひ申し上げます。  
尚、本証に社印なく、又は、金額訂正したものは無効とします。

ご入金日 2016年03月28日

領収合計金額 6,205 円

22200143